

# 第 77 回 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会

日時 令和 5 年 3 月 22 日(水)  
14 時 00 分から 16 時 00 分まで  
会場 横浜市役所 18 階会議室  
※オンライン併用

## 次 第

### 1 開会

### 2 議題

- (1) 諮問を受けて設置した小委員会における検討状況について（資料 1）
- (2) 令和 5 年度一般廃棄物処理実施計画の策定について（資料 2-1 ～ 2-2）

### 3 報告事項

保土ヶ谷工場再整備事業について（資料 3）

### 参考資料

令和 4 年度主な記者発表資料

# 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

令和5年3月16日現在

氏名	役職
おおいし みなこ 大石 美奈子	日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会
おおさこ まさひろ 大迫 政浩	国立環境研究所 資源循環領域 領域長
おおもり のぞむ 大森 望	神奈川県弁護士会 弁護士
おしき まさみ 押木 昌巳	日本チェーンストア協会 関東支部
おのだ ひろし 小野田 弘士	早稲田大学理工学術院大学院 環境・エネルギー研究科 教授
さきた ゆうこ 崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
さとう あけみ 佐藤 明美	南区環境事業推進委員連絡協議会 副会長
しのき みきこ 篠木 幹子	中央大学 総合政策学部教授
ほり いさお 堀 功生	横浜市町内会連合会 (保土ヶ谷区連合町内会長連絡会会長)
ほんだ ひろと 本多 寛人	消費生活推進員戸塚区代表
もらい とみこ 桃井 富子	港北3R夢サポーター 会長
もり けんじ 森 健二	横浜商工会議所 専務理事

# 諮問を受けて設置した小委員会における検討状況について

# 1 諮問内容と委員構成

## ○ 諮問内容【SDGsの達成・脱炭素社会の実現に向けた廃棄物施策について】

廃棄物行政を取り巻く状況は時代とともに変化し、SDGsの達成や脱炭素社会の実現、プラスチック対策や食品ロスの削減、さらには将来を見据えた施設整備など様々な課題への対応が求められています。こうした時代の変化に着実に対応していくため、新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画」の策定に向けて、諮問します。

<令和3年12月20日諮問>

## ○ 小委員会委員(五十音順)

大迫 政浩 委員長 / 小野田 弘士 委員 / 崎田 裕子 委員 / 篠木 幹子 委員

## 2 開催経過

○ これまでに小委員会を6回開催

開催日	会議名称	主な内容
2021.12.20	諮問	SDGsの達成・脱炭素社会の実現に向けた廃棄物施策について
2022.1.21	①小委員会	論点整理
3.7	②小委員会	<u>プラスチック対策</u>
3.24	審議会	小委員会での検討状況を報告
4.21	③小委員会	<u>食品ロス削減</u> / <u>保土ヶ谷工場再整備・焼却工場における脱炭素化の取組</u>
6.20	④小委員会	<u>多様な社会ニーズへの対応</u> (事業者連携・デジタル化・災害対策・家庭ごみの有料化など)
10.24	⑤小委員会	<u>プラスチックごみの分別・リサイクル拡大</u>
12.27	⑥小委員会	<u>家庭ごみの有料化の検討</u>

### 3 検討内容

#### ○ 項目について

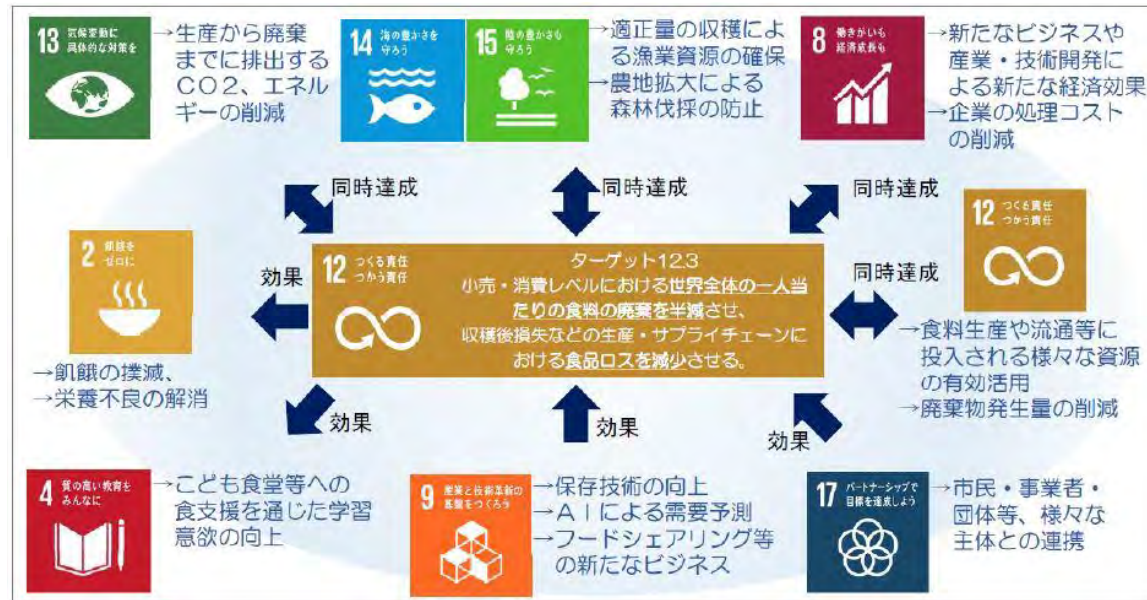
- ① 計画全体のあり方
- ② プラスチック対策
- ③ 食品ロスの削減
- ④ 廃棄物処理施設の整備・運営
- ⑤ 多様な社会ニーズへの対応
- ⑥ 家庭ごみの有料化

#### ○ 各項目の構成について

- ・ 検討の背景
  - ⇒ 小委員会における資料などを基に各項目を検討する際の背景を記載しています。
- ・ 小委員会でのご意見
  - ⇒ 小委員会におけるご意見を記載しています。
- ・ 目指すべき方向性
  - ⇒ 上記のご意見をまとめています。

# ① 計画全体のあり方【検討の背景】

- 高度経済成長期の大量生産・大量消費・大量廃棄に伴う全量焼却・全量埋立から、環境意識の高まりによる、ごみ減量とリサイクルへ、さらにはリデュースを中心とした3Rの推進へと、廃棄物処理に求められる役割は変化してきた。
- 現在はSDGsの達成や脱炭素社会の実現、プラスチック対策や食品ロス削減など様々な社会課題への対応が求められており、焼却工場や資源選別施設など老朽化が進む施設の計画的な再整備も重要となっている。
- SDGsの期間が2030年までであること、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、その中期目標として「2030年度に温室効果ガス46%削減」が掲げられていることなどを踏まえ、2030年度を1つの目安に計画期間を検討する必要がある。



食品ロス削減と各SDGs目標との関連

## ① 計画全体のあり方【小委員会でのご意見】

### ○ 小委員会でのご意見

- ・ 横浜市は、G30のときから市民・事業者とともに、ごみの大幅な削減目標を達成するなど、先進的に取り組んできており、今後も取組を進めてほしい。
- ・ これまで進めてきた「ごみの減量・リサイクル」にとどまらず、SDGsの達成や脱炭素社会の実現を目指すことについては、現在の社会の要請を取り込んでいる。
- ・ 脱炭素化を掲げる上では、2050年のあるべき姿から逆算して施策を検討してほしい。
- ・ 循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行に向けて、市民・事業者と行政が連携して、廃棄物の発生抑制を進めるビジョンを共有していくことが重要である。
- ・ 市民・事業者の主体的な取組が進むよう、行政は各主体をつなぎ、後押しすることが重要である。
- ・ NPOなど、多様な主体との連携を考えてほしい。
- ・ プラスチック対策や食品ロスの削減では、もっと市民にもできることがあると考えられるため、市民に協力してもらえるような施策を打ち出してほしい。
- ・ 計画策定にあたっては、協力いただく市民や配慮が必要な高齢者の方、エッセンシャルワーカーである廃棄物処理の従事者など、環境のみならず、人にも優しいというイメージやメッセージが共有されるものとしてほしい。
- ・ メッセージやコンセプトを分かりやすく打ち出すことが市民や事業者の行動変容につながる。



## ① 計画全体のあり方【目指すべき方向性】

### ○ 目指すべき方向性

- ・ 廃棄物処理は、これまでのごみの減量・リサイクルの推進にとどまらず、SDGsの達成と脱炭素社会の実現、さらに循環経済への移行という社会課題の解決と持続可能な社会の実現の視点も取り入れることが重要であり、幅広い視点で各施策を進めてほしい。
- ・ 近年のSDGsの浸透や環境意識の高まりにより、これまでの横浜市の働きかけに市民・事業者が応えるスタイルから、市民・事業者が主体的に取り組む事例が増えている。そのため横浜市は、今後、市民・事業者の行動変容につながるコンセプトやメッセージを発信することで、主体的な取組を後押しし、それを広げていくことが必要である。
- ・ 新たな計画はSDGsの達成や脱炭素の中期目標の観点から、2030年は計画期間の目安となるが、2050年カーボンニュートラルというあるべき姿から逆算して施策の検討を進め、積極的に計画に盛り込むことが望ましい。

## ② プラスチック対策【検討の背景】

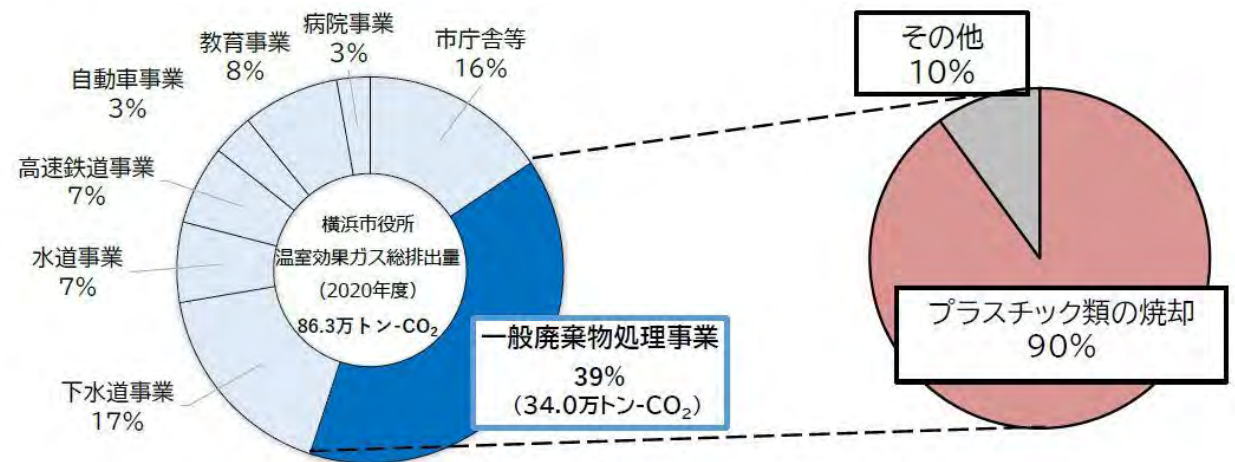
- 横浜市では、家庭から出されるプラスチックごみのうち、プラスチック製容器包装は容器包装リサイクル法に基づき分別収集・リサイクルを行っており、その他のプラスチック製品は燃やすごみとして出すこととしている。
- プラスチック製容器包装の分別排出やマイバッグ・マイボトルの利用の広報・啓発に加え、近年は小売店と連携したプラスチックごみの削減キャンペーンの実施や、海洋プラスチック問題に関する講演会の開催などにより、プラスチック対策の取組への協力を呼び掛けている。
- プラスチック資源循環法の施行により、市町村には使い捨てプラスチックの排出抑制やプラスチック製品のリサイクルなど、プラスチックの3R+Renewableを促進することが求められている。

(単位:%)

年度	2017	2018	2019	2020	2021
横浜市	62.6	63.3	63.3	65.8	65.4
仙台市	32.4	37.1	40.2	40.2	38.2
京都市	38.5	38.2	37.9	40.1	40.3
川崎市	34.4	34.5	34.2	36.3	38.7
名古屋市	45.4	44.4	43.8	44.6	45.7

各都市の分別協力率※の推移

※ 分別協力率=資源化量/(燃やすごみなどに含まれる未分別の量+資源化量)  
公表データや聞き取り調査をもとに独自に算出



市役所の事業活動による温室効果ガス排出量の内訳(左)及び  
ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量の内訳(右)

## ② プラスチック対策【小委員会でのご意見】

### ○ 小委員会でのご意見

#### 【プラスチックの3R+Renewable促進に向けた働きかけ】

- ・ プラスチック資源循環法の趣旨を踏まえ、市民・事業者・行政の役割を明確にし、連携してプラスチック対策に取り組んでほしい。
- ・ 事業者が主体性をもってプラスチック対策に取り組む機運を醸成していくため、印象に残るメッセージや目標を掲げるとともに、事業者の優れた取組が水平展開されるよう、行政が仕掛けていくことが重要である。
- ・ プラスチック製品のリサイクルにあわせて、事業者による自主回収を推進していく必要がある。
- ・ プラスチックによる河川や海洋の汚染を、市民に身近な問題として考えてもらえる伝え方を行政がしていくことが重要である。

#### 【プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大】

- ・ 発生抑制の取組を優先して進めるとともに、プラスチック製品のリサイクルにもしっかりと取り組んでほしい。
- ・ 今後予定している分別の拡大を契機に、市民を巻き込んで、効果的な広報啓発を行ってほしい。
- ・ 様々な環境教育を受けてきている若い世代を巻き込み、取組を広げていくことが重要である。
- ・ 分別・リサイクル拡大を早期に実施するため、まずは現在プラスチック製容器包装のリサイクルを行っている指定法人ルートでプラスチック製品をリサイクルすることを検討していることは理解できる。一方で、将来的には合成繊維・複合製品のリサイクルやコスト削減も課題であることを踏まえ、大臣認定ルートも検討してほしい。

## ② プラスチック対策【目指すべき方向性】

### ○ 目指すべき方向性【プラスチックの3R+Renewable促進に向けた働きかけ】

- ・ インパクトのあるメッセージや目標の設定、広報・啓発へのナッジの活用や環境学習との連動など、効果的に働きかけることにより、意識の変容や具体的な行動につなげていく必要がある。
- ・ 自主回収に取り組む事業者も増えており、環境に配慮した製品の設計・製造、使用の合理化など、事業者の主体的な取組を後押ししていくことも重要である。事業者との連携や支援、優れた事業者の取組を広めていく方策等について、検討を進めることが望ましい。
- ・ ポイ捨てによるプラスチックごみの海洋への流出、生態系への影響などを伝えることで、地域での自主的な清掃活動の取組を波及させる方策を検討するなど、海洋汚染防止の観点からも取り組むことが重要である。

### ○ 目指すべき方向性【プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大】

- ・ プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大は、市民一人ひとりが脱炭素社会の実現に向けて具体的に行動することができる重要な取組であり、早期に実施すべきである。
- ・ 他素材との複合品などの現在、技術的にリサイクル困難なプラスチック製品についても検討する必要がある。
- ・ 大臣認定ルートでは指定法人ルートに比べ、分別収集の対象範囲を柔軟に設定できるほか、選別から再商品化までの工程を一体化・合理化することが可能であり、コストの削減が見込める。技術開発の状況や事業者の動向を注視しつつ、将来を見据え、大臣認定ルートの検討を継続することが望ましい。

## ② 【参考】プラスチック資源循環法の概要

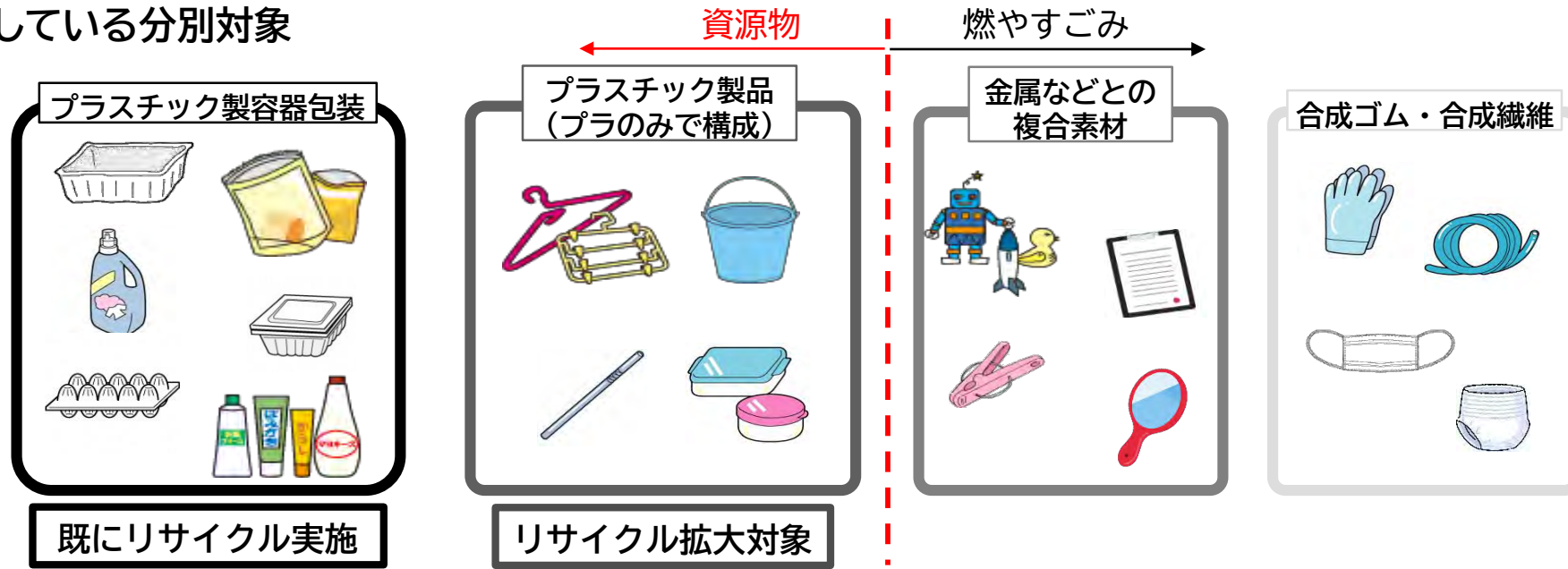
ライフサイクル	法での措置事項 (概要)	対象	対象者	主務大臣
設計・製造 ↓ 販売・提供 ↓ 排出・回収・リサイクル	プラスチック使用製品 設計指針	プラスチック 使用製品	プラスチック 使用製品製造事業者等	経産大臣、 事業所管大臣 (内閣総理大臣、財務大臣、厚労大臣、 農水大臣、経産大臣、国交大臣)
	特定プラスチック 使用製品の使用の合理化	特定プラスチック 使用製品 (12品目)	特定プラスチック 使用製品提供事業者 (小売・サービス事業者等)	経産大臣、 事業所管大臣 (厚労大臣、農水大臣、 経産大臣、国交大臣)
	市区町村による 分別収集・再商品化	プラスチック 使用製品廃棄物	市区町村	経産大臣、環境大臣
排出・回収・リサイクル	製造・販売事業者等による自主回収・再資源化	自らが 製造・販売・提供した プラスチック使用製品	プラスチック使用製品の 製造・販売・提供事業者	経産大臣、環境大臣
	排出事業者による 排出の抑制・再資源化等	プラスチック 使用製品産業廃棄物等	排出事業者	経産大臣、環境大臣、 事業所管大臣* (全大臣)

出典：環境省WEBサイト プラスチック資源循環  
<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/pro>

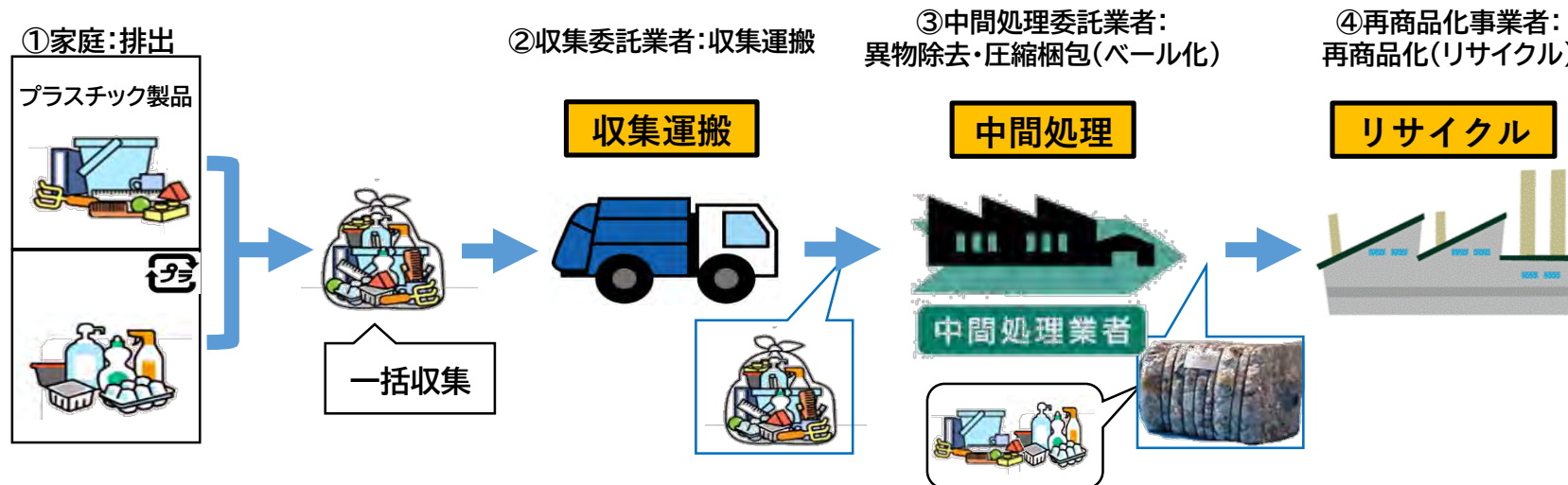
※再資源化事業計画に関する事項を除く

## ② 【参考】プラスチックごみの分別・リサイクル拡大

### ○ 想定している分別対象



### ○ 想定している処理の流れ



### ③ 食品ロスの削減【検討の背景】

- ・ 買い物前に冷蔵庫を確認するなど、食品ロス削減に向けた行動を呼び掛けるとともに、飲食店等における食べ残しの削減に取り組む食べきり協力店の推進など、食品ロス削減に向けた市民・事業者への働きかけを進めてきた。
- ・ 2015年の国連サミットにおいて全会一致で採択されたSDGsのターゲットの1つに「食料廃棄の半減」が定められており、2019年には食品ロス削減推進法が成立した。

#### 【参考】食品ロス削減推進法(抜粋)

#### 第4条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。



国際機関と連携した小学生向けイベント



食品ロスを減らす調理実演



「てまえどり」の呼びかけ



食べきり協力店のロゴ

### ③ 食品ロスの削減【小委員会でのご意見】

#### ○ 小委員会でのご意見

- ・ SDGsだけではなく、飢餓・貧困や食料安全保障、食糧輸送による環境負荷低減などの観点で取組を検討してはどうか。
- ・ 食品ロス削減推進法に基づく、『横浜市食品ロス削減推進計画』を策定してほしい。
- ・ 市民・事業者と連携し、優良な取組を波及させて、全体の機運を盛り上げていくことが重要である。
- ・ ターゲットを意識して、伝わりやすい場面や内容で広報啓発を行うことが重要である。
- ・ 環境に対する意識が非常に高い子どもたちが多く、子どもから大人への波及効果が期待できる。
- ・ 大規模イベントやスポーツ会場での取組、フードバンクと小売店が連携するように市がコーディネートすることも考えられるのではないか。
- ・ 生産・流通・小売・消費といった各過程における取組を検討していくとよいのではないか。
- ・ 製造・卸・小売段階における課題は1/3ルールと考えるが、販売時期を長くする様々な取組が広がっており、市内の状況を把握していく必要もあるのではないか。
- ・ 取組や働きかけについての効果測定を考えていく必要があるのではないか。
- ・ ESG投資に関連して、食品ロス削減に取り組む事業者と金融機関・投資家とをどのように繋いでいくのかを考える視点もあるのではないか。



### ③ 食品ロスの削減【目指すべき方向性】

#### ○ 目指すべき方向性

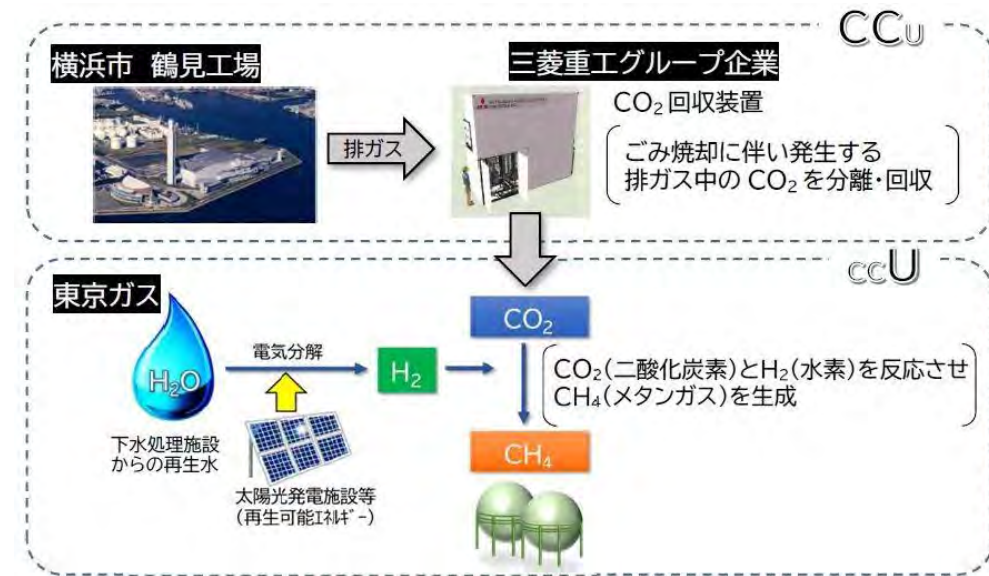
- ・ 多くの市民・事業者に削減に向けた取組を実践していただけるよう、廃棄物分野にとどまらず、食育や世界の食糧問題など、様々な切り口から取組の必要性を伝えていくとともに、インパクトのあるメッセージを打ち出すなど、市民・事業者を巻き込みながら、食品ロス削減に向けた機運を高めていくことが重要である。
- ・ SDGs未来都市として、食品ロス削減を率先して進めていくため、横浜市の食品ロス削減推進計画を策定するなど、分かりやすい目標を設定し、施策を推進することが重要である。
- ・ 広報・啓発については、ターゲットを意識し、伝わりやすい場面や内容を検討するなど、戦略的に進めることが望ましい。
- ・ 事業者との連携を引き続き進めるとともに、事業者の優れた取組については、他の事業者への波及・普及を積極的に図ることが重要である。
- ・ 生産・流通・小売・消費といったサプライチェーン全体で食品の廃棄を減らしていくことが重要である。事業者の取組状況の把握を行い、横浜市が進めるべき施策について検討を行うとともに、施策の効果測定にも取り組むことが望ましい。

## ④ 廃棄物処理施設の整備・運営【検討の背景】

- ・ 現在、横浜市では市内の家庭や事業所から出されるごみを4つの焼却工場で処理している。焼却工場の老朽化対策として、都筑工場及び鶴見工場で10年程度の延命化を図る長寿命化対策工事を実施した。将来にわたり安定的にごみ処理を継続していくため、保土ヶ谷工場の再整備を進めている。
- ・ 市内の焼却工場では発電を行っており、焼却工場で作られる電気や熱は、石炭などの化石燃料を使わない「環境にやさしいエネルギー」として注目されている。2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、環境にやさしいエネルギーを最大限に創出し、市内で活用することや、二酸化炭素の分離・回収、利用(CCU)などの技術の実用化は将来に向けた重要な施策である。



保土ヶ谷工場



鶴見工場におけるCCU実証試験の概要

## ④ 廃棄物処理施設の整備・運営【小委員会でのご意見】

### ○ 小委員会でのご意見

- ・ 再整備を進めている保土ヶ谷工場は、地域に歓迎される施設としてほしい。
- ・ 焼却工場や資源選別施設などの廃棄物処理施設の再整備にあたっては、ごみ質の変化や技術の動向などを注視し、将来を見据えた検討をしていく必要がある。
- ・ CCUや熱利用の検討などを積極的に進めていることは評価できる点であり、脱炭素化の技術を市民が身近に感じられるよう、焼却工場では積極的に見学や環境学習の機会を設けてもらいたい。
- ・ 熱の地産地消に関する取組は積極的に進めてほしいが、大規模事業者だけでなく、中小事業者との連携も考えていただきたい。
- ・ CO<sub>2</sub>の削減に向けては、廃棄物処理施設でつくられるエネルギーを産業利用していくことは効果的であるが、有限であるエネルギーの利用先・分配に関しても今後検討してほしい。

## ④ 廃棄物処理施設の整備・運営【目指すべき方向性】

### ○ 目指すべき方向性

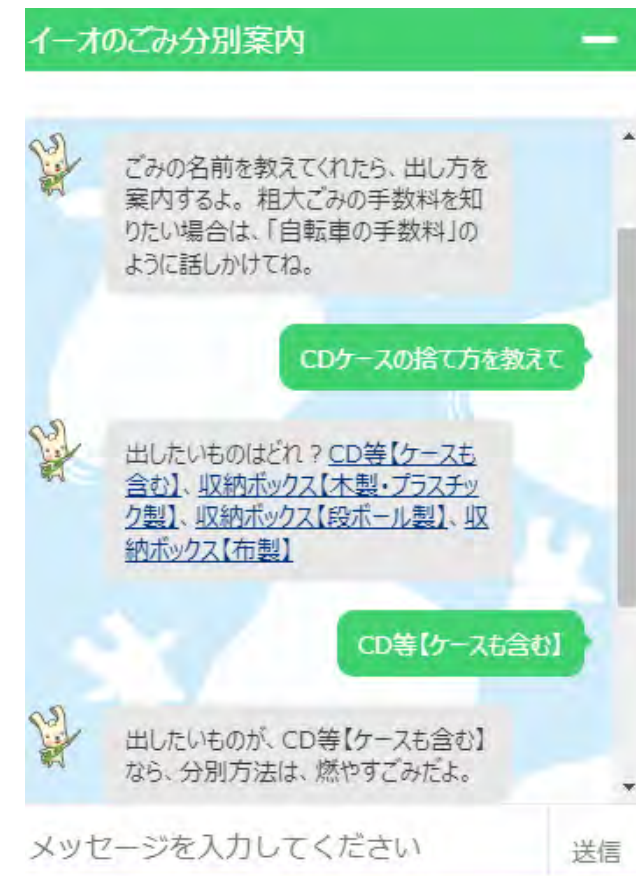
- ・ 市内のごみ処理を将来にわたり安定的に行っていくため、現在進行中の保土ヶ谷工場の再整備事業を、2030年の稼働に向け着実に進めるとともに、老朽化が進む廃棄物処理施設の整備や長寿命化対策工事を適切な時期に実施していくことが必要である。
- ・ 焼却工場や資源選別施設などの廃棄物処理施設の再整備にあたっては、ごみ質の変化や処理技術の動向など時代の変化にあわせた施設とすることや、脱炭素社会の実現や環境学習の充実、自然災害への対応などの視点を取り入れ、地域に根ざした施設としていくことが重要である。
- ・ 脱炭素化を掲げる上では、2030年温室効果ガス半減だけでなく、2050年カーボンニュートラルを見据えて取り組んでいくことが重要である。焼却工場の安定的かつ効率的な運営や発電能力の向上、省エネルギー設備の導入等により、環境にやさしいエネルギーの創出量を最大化していくことに加え、エネルギーの有効な利用方法の検討、CCUなどの新たな技術の研究・開発にも積極的に取り組むことが望ましい。  
また、焼却工場は多くの見学者を受け入れていることから、ごみ処理や脱炭素化の技術を紹介し、理解を深める場としていくことが望ましい。

## ⑤ 多様な社会ニーズへの対応【検討の背景】

- スマートフォンアプリやAIによる分別案内、粗大ごみ申込み手続きにおけるICTツールの活用、動画やSNS等を通じた情報発信などに取り組んでいる。
- 近年、自然災害が頻発化・激甚化しており、災害対策の重要性が高まっている。横浜市においては2018年に災害廃棄物処理計画を策定し、処理体制の強靱化や仮置場の設置・運用に関する協定の締結を行っている。
- 家庭ごみを集積場所まで持ち出すことができないひとり暮らしの高齢者や障害のある方などを対象に、玄関先などまで収集に伺う「ふれあい収集」を2004年度から実施している。高齢者人口の増加に伴い、今後もニーズは増加していくと見込まれる。

ふれあい収集実施世帯数の推移

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021
実施世帯数	6,214	6,947	7,334	7,706	8,279	8,688



AIを活用したごみの分別案内

## ⑤ 多様な社会ニーズへの対応【小委員会でのご意見】

### ○ 小委員会でのご意見

#### 【DX化への対応】

- ・ DX化については、市民サービスの向上や人的コストの負担軽減などの観点で評価していくことが重要である。
- ・ 電子manifestoをビッグデータとして活用できるよう、普及を進めてもらいたい。
- ・ ごみ収集の自動化や非接触化の観点から、デジタル技術の活用も検討していくべきであり、引き続き、技術開発の動向を注視してもらいたい。

#### 【災害への対応】

- ・ 災害廃棄物については、処理計画の策定など行政が様々な仕組みを整えてきているため、今後の課題としては、市民に災害時にどのような行動をとればよいか知ってもらうことが重要である。

#### 【廃棄物の多様化への対応】

- ・ 発火事例が多く報告されているリチウムイオン電池等の分別についても、検討が必要ではないか。

## ⑤ 多様な社会ニーズへの対応【目指すべき方向性】

### ○ 目指すべき方向性

#### 【超高齢社会への対応】

- ・ ふれあい収集は、ごみ出しが困難な方の生活を支えるだけでなく、見守り、孤独死の防止にも繋がる取組である。より効率的な収集方法を検討するなど、ニーズの増加にも着実に対応していくことが重要である。

#### 【DX化への対応】

- ・ 市民利便性の向上に加え、戦略的な広報・啓発や業務の効率化の観点からもICT技術の活用を進めていくことが重要である。多様な社会ニーズをふまえ、横浜市が先導的に取り組むことが望ましい。

#### 【災害への対応】

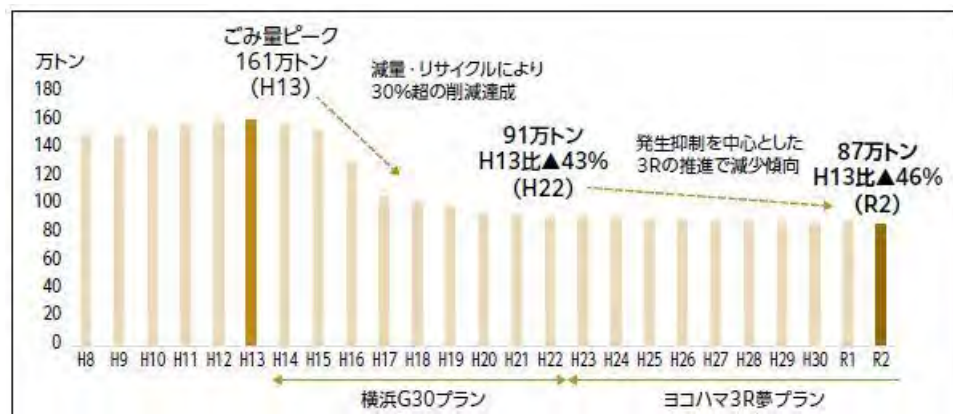
- ・ 発災時に備え、円滑・迅速な処理に向けた体制づくりを引き続き進めるとともに、今後は災害時のごみ出し等について、市民意識の向上を図ることが望ましい。

#### 【廃棄物の多様化への対応】

- ・ 今後も廃棄物の多様化に伴い、処理に注意が必要な廃棄物が出てくる可能性があることから、その都度適切に対応していくことが重要である。リチウムイオン電池については、市民に引き続きリチウムイオン電池を使用した製品の適切な排出方法を周知し、焼却工場などの処理施設における初期消火などの対策も更に進めていくことが重要である。

## ⑥ 家庭ごみの有料化【検討の背景】

- 家庭ごみの有料化を導入している自治体では、主な導入目的に、ごみの減量化を掲げているが、横浜市においては、市民・事業者の協力のもと、有料化以外の施策によって、ごみの大幅な削減を達成してきている。
- 3R夢プランでは、「ごみ処理費用の適正負担の在り方について、ごみ処理にかかる費用と市の財政状況、ごみ量の推移と他都市の動向を注視しながら、市民負担の公平性の確保とリデュースの推進などの観点から、長期的視野に立って家庭ごみの有料化を検討」することとしている。
- 現在、保土ヶ谷工場の再整備が進められているが、今後も老朽化が進む廃棄物処理施設への対応等が必要であり、ごみ処理費用の増加が想定される。



ごみ量の推移

	政令指定都市	近隣都市
有料化	<b>20都市中、9市実施</b> H10北九州、H17福岡、H18京都、H20仙台・新潟・岡山、H21札幌・熊本、H25千葉	H17町田、H18大和、H19藤沢、H27 鎌倉・逗子、R1 海老名、R4 茅ヶ崎
単純指定袋	<b>20都市中、4市実施</b> H11名古屋・静岡、H20神戸、H25浜松	—

実施都市の一覧(R4年4月時点)



## ⑥ 家庭ごみ有料化【小委員会でのご意見】

### ○ 小委員会でのご意見

- ・ ごみの減量化だけでなく、排出者に責任意識が芽生えること、排出量の多い市民と少ない市民で排出量に応じた費用負担が生じる負担の公平化や脱炭素化の観点からも重要な施策である。
- ・ 有料化を行う意義については、特にしっかりと検討し、市民に丁寧に説明していく必要がある。
- ・ (小委員会の資料で示された)市民の声に寄せられた意見だけでは、市民全体の意見を反映しているのかはわからないため、市民が有料化に対して、どのように考えているか興味がある。
- ・ 廃棄物分野に対する関心が高いほど、有料化に対しても理解を示される方が多くなると感じており、市民の皆様に関心を持っていただきながら検討を進めてほしい。
- ・ 歳入の試算や実施に伴う施策の充実、市民と税の負担割合、減免などの検討を進めてほしい。
- ・ ルール違反者への対応の想定は？
  - ⇒ これまでも分別ルールが守られていないごみには、シールを貼った上で取り残しを行ってきた。また、開封調査により排出者を特定した上で、啓発を行ってきた。
- ・ 集積場所の維持管理は地域のコミュニティが担っていると思うが、高齢化等でコミュニティが弱体化してきていることにも配慮が必要である。
- ・ 店頭回収が急激に増加する可能性など、自治体での回収以外も含めた全体のシステムに与える影響も考慮する必要がある。

## ⑥ 家庭ごみ有料化【小委員会でのご意見】

### ○ 目指すべき方向性

- ・ 既に大幅なごみの減量を達成している状況を踏まえつつも、ごみの減量化だけではなく、市民の環境やごみに対する意識向上、負担の公平化、SDGsや脱炭素化にも資する施策であることから、今後も継続的に検討する必要がある。
- ・ 廃棄物分野に対する市民の関心を継続して高めていくとともに、有料化を導入する意義については、特に、丁寧な検討を行っていく必要がある。
- ・ 検討にあたっては、他都市の状況や導入する目的に加えて、歳入の試算、実施に伴う施策の充実、市民負担と税負担の割合、減免の対象や違反者への対応など、実際に有料化を導入した場合を想定した検討についても進めることが望ましい。
- ・ 事業者の自主回収や店頭回収が増加する可能性など、全体の処理システムに与える影響を考慮する必要がある。

# 令和 5 年度横浜市一般廃棄物処理実施計画（案）について

## 1 計画の概要

### (1) 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例に基づき、横浜市的一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

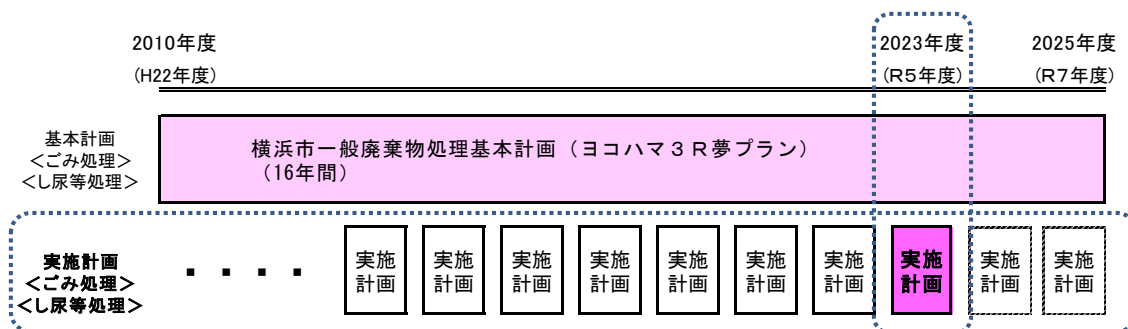
#### (参考) 一般廃棄物処理実施計画の位置づけ

##### 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 6 条第 1 項】

市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。

##### 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第 1 条の 3】

一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について基本計画を定め、それを実施するために各年度の事業内容を示す実施計画を定めるものとする。



### (2) 計画期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

### (3) ごみ処理実施計画

**処理計画量** ごみと資源の総量 : 約 116.4 万トン

## 2 事業の方向性

### (1) 「SDGsの達成」「脱炭素社会の実現」

- ① プラスチックごみの分別・リサイクル拡大の早期実施に向けて、排出されるプラスチック製品の種類や異物の混入状況の傾向などを把握するための実態調査を実施します。
- ② 食品ロス削減の取組を一層推進するため、市民・事業者の皆様に、様々な機会・媒体を活用した効果的な働きかけを行います。
- ③ ごみ焼却工場で創出される「環境にやさしいエネルギー」の市内での活用を進めるとともに、ごみを焼却した際に発生する排ガスから、CO<sub>2</sub>を分離・回収し利用する技術（CCU）の実用化に向けた実証試験を実施します。

### (2) 「安定したごみ処理」「市民ニーズへの対応」

- ① 市民生活を支えるごみの収集・運搬・処理・処分をいかなる時も着実に実施するとともに、高齢化に伴うごみ出し支援のニーズ増加への対応を継続します。
- ② 市民サービスの向上に資するDXの取組として、粗大ごみ処理手数料の電子決済化や、資源集団回収奨励金の交付申請をインターネット上でも行えるよう効率化を図ります。
- ③ 清潔できれいなまちを目指し、横浜駅西口の美化対策の強化をはじめ、地域清掃の活性化や歩きたばこの防止に取り組みます。

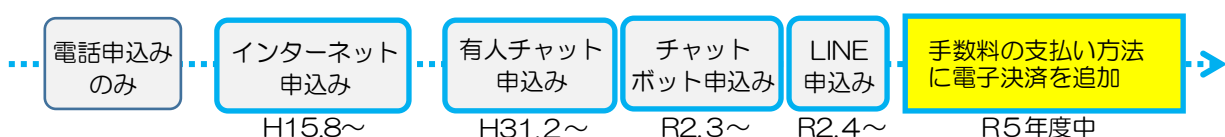
### (3) 「将来を見据えた施設整備」

- ① 地域に根ざし、脱炭素社会の一翼を担うごみ焼却工場として再整備を進める保土ヶ谷工場の本体工事に向けた事業者選定を行います。
- ② 廃棄物処理施設における老朽化に対応するため、AI・IoT技術を積極的に活用し、時代の変化を踏まえた最適な施設整備について検討します。

### (参考) スマホひとつで粗大ごみの申込みから手数料の支払まで

インターネット申込み等における粗大ごみ処理手数料の支払方法に電子決済を導入します。これにより、自宅に居ながらにして申込みから支払までできるようになります。（電子決済方法：クレジットカード、PayPay）

～これまでの変遷～



## 横浜市告示第〇〇号

## 一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めたので、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44号）第40条第2項の規定に基づき、告示する。

令和5年3月31日

横浜市長 山中竹春

## 1 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44号。以下「条例」という。）に基づき、横浜市の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

## 2 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 3 ごみ処理実施計画

## (1) 処理計画量

ごみと資源の総量（家庭系・事業系のごみ量と資源化量の合計）：約 116.4 万トン

## (2) 事業の方向性

ア 「SDGsの達成」「脱炭素社会の実現」

(7) プラスチックごみの分別・リサイクル拡大の早期実施に向けて、排出されるプラスチック製品の種類や異物の混入状況の傾向などを把握するための実態調査を実施す

る。

(イ) 食品ロス削減の取組を一層推進するため、市民・事業者の皆様にも、様々な機会・媒体を活用した効果的な働きかけを行う。

(ウ) ごみ焼却工場で創出される「環境にやさしいエネルギー」の市内での活用を進めるとともに、ごみを焼却した際に発生する排ガスから、CO<sub>2</sub>を分離・回収し利用する技術（CCU）の実用化に向けた実証試験を実施する。

#### イ 「安定したごみ処理」「市民ニーズへの対応」

(ア) 市民生活を支えるごみの収集・運搬・処理・処分をいかなる時も着実に実施するとともに、高齢化に伴うごみ出し支援のニーズ増加への対応を継続する。

(イ) 市民サービスの向上に資するDXの取組として、粗大ごみ処理手数料の電子決済化や、資源集団回収奨励金の交付申請をインターネット上でも行えるよう効率化を図る。

(ウ) 清潔できれいなまちを目指し、横浜駅西口の美化対策の強化をはじめ、地域清掃の活性化や歩きたばこの防止に取り組む。

#### ウ 「将来を見据えた施設整備」

(ア) 地域に根ざし、脱炭素社会の一翼を担うごみ焼却工場として再整備を進める保土ヶ谷工場の本体工事に向けた事業者選定を行う。

(イ) 廃棄物処理施設における老朽化に対応するため、AI・IoT技術を積極的に活用し、時代の変化を踏まえた最適な施設整備について検討する。

### (3) 主な事業内容

#### ア 資源循環管理

##### (ア) 減量・リサイクル推進

###### a 3Rの推進

リデュース・リユース・リサイクルの3Rを推進し、環境負荷を低減するライフスタイルへの転換を図るため、広報・啓発を通じて、市民・事業者の実践行動を推進する。また、横浜G30プラン、ヨコハマ3R夢プランに続く、新たな一般廃棄物処理基本計画の取組内容を、様々な広報媒体や機会を活用して、わかりやすくお伝えする。

###### b 分別・リサイクルの推進

###### (a) 分別・リサイクル推進事業

分別収集したプラスチック製容器包装やスプレー缶、ガラス・陶磁器類等の燃えないごみの中間処理・資源化委託を実施する。

###### (b) 資源選別施設管理運営事業等

分別収集した缶・びん・ペットボトルを、缶はアルミ缶・スチール缶、びんは無色・茶色・その他の色、ペットボトルに選別し、民間事業者に引き渡し資源化する。

###### c 家庭ごみの減量・リサイクルに向けた取組

###### (a) 発生抑制等推進事業

市民・事業者との連携により、プラスチックごみの発生抑制や分別・リサイクルを推進する。また、食品ロスの削減に向け、国際機関や事業者等と連携した取組や家庭での実践に役立つ情報発信等を行う

とともに、「土壌混合法」による生ごみ減量化を推進する。

(b) 環境事業推進委員等事業

環境事業推進委員を委嘱し、3R行動の推進やまちの美化に地域と連携して取り組めます。また、「ヨコハマ3R夢」の推進に功労のあった個人・団体を表彰し、活動の一層の定着を図る。

(c) 資源集団回収促進事業

自治会・町内会等の地域の登録団体と回収事業者が契約して行う資源集団回収により、古紙・古布等を資源化する。また、資源集団回収の安定的な実施のため、登録団体と回収事業者に奨励金を交付する。登録団体や回収事業者が行う奨励金申請手続についてオンライン化するシステムを、令和5年度に開発する。

d 事業系ごみの適正処理・減量化の推進

(a) 事業系ごみ適正処理・減量化推進事業等

「食べきり協力店」や「横浜市食の3Rきら星活動賞」を通じ、食品ロス削減の取組を進める。また、3R活動の促進のため、大規模事業所等への立入調査を行うとともに、プラスチック対策としてリサイクル等を働きかけます。横浜市役所も一事業者として率先して3R活動に取り組む。

(b) 事業系ごみ適正搬入推進事業等

ごみ焼却工場において搬入物検査を実施し、産業廃棄物等の不適正搬入を防止する。また、一般廃棄物処理業者への立入調査、関係法令や交通安全の講習会等により適正処理を推進する。



e 国際協力事業

各国が抱えている廃棄物の課題解決に向け、国や J I C A 等と連携して支援を実施する。

(イ) 事務所

a 事務所等運営

収集事務所等の維持管理を行う。

b 事務所等整備補修

収集事務所等の整備・補修を実施する。

(ウ) 車両管理

a 車両維持管理等

収集車両の維持管理や燃料の調達等を行う。

b 車両調達

ごみの収集運搬業務で使用する車両を調達する。

イ 適正処理

(7) 適正処理総務

a 家庭ごみの収集運搬

(a) 家庭ごみ収集運搬業務委託事業

プラスチック製容器包装及び缶・びん・ペットボトルの収集運搬業務を、民間事業者へ委託し実施する。

(b) 中継輸送業務委託等

家庭ごみ収集運搬業務の効率化やごみ焼却工場の安定稼働を支える中継輸送施設の管理運営業務等を民間事業者等へ委託し実施する。

(c) 粗大ごみ処理事業

粗大ごみの受付業務及び収集業務等を、民間事業者等へ委託し実施する。また、インターネット申込み等における粗大ごみ処理手数料の支払方法に電子決済を

導入する。

(d) 適正処理総務管理等

集積場所の改善を行うとともに、ふれあい収集やいわゆる「ごみ屋敷」の解消など、ごみの排出支援を実施する。

b きれいなまち横浜の推進

(a) クリーンタウン横浜事業

横浜の玄関口でもあり、多くの方が訪れる横浜駅周辺の美化を強化するほか、清掃活動・美化活動に取り組む企業や団体を支援し、地域や市民・事業者と連携した美化活動を推進する。また、海洋プラスチックごみ削減への取組として、河川やその周辺のごみの分布・実態調査を実施する。さらに、横浜駅西口周辺における喫煙禁止の指定区域拡大に向けた取組を進めるほか、巡回指導を行うとともに、歩きタバコ防止や喫煙マナー向上に取り組む。

(b) 不法投棄等対策事業

不法投棄された廃棄物の早期撤去を行うほか、不法投棄の防止を図る。また、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、放置自動車を撤去、処分する。

(イ) 工場

a ごみ焼却工場の管理・運営

(a) 工場運営等

ごみの焼却処理に必要な薬品の購入や焼却灰の運搬業務委託等を実施する。また、ごみ焼却工場で創出した電力等を売却し、財源を確保する。

(b) 工場補修等

ごみ焼却工場のプラント設備等の補修や整備を実施する。

b 保土ヶ谷工場再整備事業

新たな保土ヶ谷工場の建設工事に向けた事業者選定を行う。また、工場の再整備中においても中継輸送機能を確保するため、中継輸送施設の建設工事及び橋梁等の解体工事などを実施する。

c 焼却灰資源化事業

焼却灰の資源化を実施する。

d 工場環境保全調査等

環境法令等に基づき、排出ガスや排水等の有害物質の調査を実施する。また、ごみの組成調査を実施する。

e 港南工場跡地活用事業

済生会横浜市南部病院の移転・再整備のため、崖地対策工事の実施と既存建物解体の経費負担を行う。

(ウ) 処分地

a 最終処分場の管理・運営

(a) 南本牧最終処分場の管理・運営

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の管理・運営を適正に行う。また、最終処分場の安定稼働が継続できるよう、排水処理施設の補修・更新を計画的に実施する。

(b) 埋立てを終了した最終処分場の管理・運営

埋立てを終了した最終処分場の排水処理施設や神明台処分地スポーツ施設の管理・運営等を適正に行う。

b 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場整備事業

第5ブロック廃棄物最終処分場の整備に係る既設外周護岸等の負担金を支出する。

c 処分地環境保全調査

環境法令等に基づき、排水や汚泥等の有害物質等の調査、周辺環境に対する影響調査を実施する。

(エ) 産業廃棄物対策

a 産業廃棄物の適正処理

(a) 排出事業者指導等

産業廃棄物の発生抑制、減量化、資源化及び適正処理を推進するため、排出事業者・処理施設・許可業者への立入調査や多量排出事業者への指導を実施するとともに、プラスチック対策として多量に排出する事業者にリサイクル等を働きかける。また、廃棄物処理法及び自動車リサイクル法に基づく許可申請に対する審査を進めるとともに、建設リサイクル法の的確な運用を図る。

(b) 不適正処理監視・指導強化事業

産業廃棄物の不適正処理に対し迅速な対応を図るとともに、違法事案に対して監視・指導を実施する。

(c) PCB適正処理推進

市内事業者に対し、低濃度PCBが使用された電気機器の保有確認等を促す。また、処分期間を過ぎても処分がされない高濃度PCB廃棄物について、本市が行政代執行により処分する。

b 南本牧最終処分場埋立事業等

市内中小企業等の産業廃棄物の受入れを行い、産業廃棄物の埋立業務や排水処理施設の管理・運営に要する経

費を支出する。

c 戸塚区品濃町最終処分場特定支障除去等事業

公共水域の汚染の拡散を防止するため、処分場内外に設置している井戸で汚水を汲み上げ、排水処理施設で浄化し、下水道に放流する。また、行政代執行に要した費用については、引き続き、原因者へ費用求償を行う。

(4) 収集・運搬計画

ア 区域

横浜市全域

イ 分別の区分と排出・収集運搬方法

(ア) 家庭ごみ

a 行政回収

(a) 燃やすごみ、燃えないごみ、スプレー缶、乾電池、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル、小さな金属類、粗大ごみ

	分別の区分		排出方法	収集運搬方法
		説明		
1	燃やすごみ	この表の2から8までの項及び3(4)イ(ア) a (b)古紙及び古布に属さないもの	集積場所(集積場所をよう利用しようとする市民が協議のうえ位置を定め、その場所を市に申し出て、市が収集できる場所のみとする。)ごみに指定された曜日(※)に排出。	週2回、集積場所に集めて(燃やすごみの日に収集)。(※1)
2	燃えないごみ	ガラス製品、陶磁器製品、その他焼却しないもの(この表の6項及び8項に該当するものを除く。)及び蛍光灯、電球	申し出て、市が収集できる場所のみとする。)ごみに指定された曜日(※)に排出。	購入時の箱な紙な表を排出。購入時、新聞紙な表を排出。購入時、新聞紙な表を排出。
3	スプレー缶	主として金属でできているエアゾール缶(カートリッジ式ガスを含む。)	申し出て、市が収集できる場所のみとする。)ごみに指定された曜日(※)に排出。	中身を出し切り、透明又は半透明の袋で排出。

			1 ) ( ※ 2 )	
4	乾電池	一次電池のうち、マル ンガン乾電池、アルケ カリ乾電池、ニッケ ル系一次電池		透明又は半 透明の袋で 排出。
5	プラスチック 製容器 ( ※ 3 )	商品の容器包装のうち、 主たる製法の6項に 該当するものを除き、 (1) 箱及びおけ (2) 瓶及びおけ (3) たる及びおけ (4) カップ及びおけ 及びコップ (5) 皿 (6) くぼみ状の容器 (7) シューブ状の容 器 (8) 袋 (9) (1) から(8)ま で、構造・形状・等 有する容器の栓・ふ (10) キヤップ類 この容器に投入され (11) た商品の当該容 器の当分のさ 工・着等容器使用 接該て包装	うすもつの プラスチック （ペツ）であ るもの（おけ の形状）を 有する容器 の形状・等 をふたする ものは加 はる、へ、と は本限ラ （と離にや たた場合） ふふが場）	週1回 、場所 、場（プ て（スチ スク器の 収集（※ 1））
6	缶・び ん・ペ ットル	商品の容器包装 ：鋼製の ウムのあ （ニブ）		週1回 、場所 、場（缶 、場（缶 ・

		<p>(飲み菓を含む。以 下「飲が充て のん主としガ ス製の①瓶、及 プ形の③皿、構 に準ず有す飲た 等っさんペレフ っレ又造容、ゆ 調酔タイさん れたも</p>	<p>ラッ コッ ③状 であ て充 主 レ製 のる す飲 よん 調 ン充 て</p>	<p>ルははずしくびん・トルに※ て中をを軽く、ペットの すすぎを、は缶つポ ・びざんぎん、は、は ぶさんとず、は、は ットつボぶし、は、は はッびト一若透又し明れ 透は袋明半に付排 は袋明半に付排</p>	<p>びん・トルに※ ペットの収集(※ 1)</p>
7	<p>小さな金属類</p>	<p>主といしても金の属ででき て金属製一辺の30センチ メ(この表に)及</p>	<p>以下「 ンチの びのさ か</p>	<p>袋に排出(細かすのは半に刃な に排し、散れのは袋。険新で名 だくおる透明れ等のな製品し あ透透入物も紙み表示)。</p>	
8	<p>粗大ごみ</p>	<p>金属製のものを、一 が30センチの外、5 以以上、1かこの</p>	<p>次のいずれかの方法によ る。(1) 電話に粗手。 粗手。</p>	<p>かの方法によ はインターネット はインターネット はインターネット はインターネット</p>	<p>申込みに の指し及 定日所 場びに て取 集。</p>

		<p>当するもの、3(4)イ(ア) a (b) 古紙及び古布に該当するものを除く。)</p>	<p>記載した紙を貼付して、指定された日の朝8時までに指定された場所へ排出。</p> <p>(2) 電話又はインターネットによる申込み後、粗大ごみ収集シール(手数料納付済みのもの。)又は、受付番号を記載した紙を貼付して、排出者自らが3(4)エに定める搬入先に搬入。</p>	
--	--	--	--	--

※ 1 ふれあい収集における排出方法及び収集運搬方法については、対象者との取り決めによる。

※ 2 集積場所への排出のほか、排出者自らが、ごみが発生した場所に存する区域の資源循環局事務所（北部事務所を除く。）に申し込み、1項は3(5)ア(ア)に定める施設のうち燃やすごみの区分に対応した施設、2項（蛍光灯及び電球を除く。）は南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場に搬入することができる。

また、この表の2から7までの項については、排出者自らが、資源循環局事務所（緑事務所、栄事務所及び北部事務所を除く。）、長坂谷ストックヤード（緑区寺山町745番地の45）及び栄ストックヤード（栄区上郷町1,570番地の1）へ持ち込むことができる。

※ 3 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第2条第2項及び第3項に規定する「特定容器」及び「特定包装」のうち、主としてプラスチック製の容器包装（ペットボトル以外のもの。）のこと（ただし、在宅医療により排出されるビニールバッグ類については「燃やすごみ」として排出。）。

(b) 古紙及び古布



	分別の区分		排出方法	収集運搬方法
		説明		
1	古紙	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙（新聞、段ボール、紙パック、雑誌以外の紙）（汚れが著しいもの、銀紙、裏紙、内側の紙パック、アイロンプリンター用紙）、感光紙、ヨーグルト・アイスクリームの紙製容器、洗剤の個別包装紙（。）	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙を種類ごとにまとめて排出。（その他の紙で大きなものは、紙袋又は透明若しくは半透明の袋に入れて排出。）（※4）	指定した日時場及び所に収集。（※5）
2	古布	主として繊維でできている製品（衣類、シーツ、毛布、カーテン、タオル、ハンカチ、タオルケット、布団カバー（汚れや破れのあるもの、綿入りのもは除く。））	透明又は半透明の袋で排出。（※4）	指定した日時場及び所に収集。（※5）

※4 排出者自らが、資源循環局事務所（緑事務所、栄事務所及び北部事務所を除く。）、長坂谷ストックヤード（緑区寺山町745番地の45）及び栄ストックヤード（栄区上郷町1,570番地の1）へ持ち込むことができる。また、段ボールを除き、排出者自らが、各地域に設置されている資源回収ボックスに持ち込むことができる。

※5 ふれあい収集における排出方法及び収集運搬方法については、対象者との取り決めによる。

(c) 小型家電及び水銀式の体温計・血圧計・温度計

	分別の区分		排出方法	収集運搬方法
		説明		

1	小型家電	電気、電池で作動する器具、電球、蛍光灯、30センチメートル×15センチメートルの投入口に入る、長さ30センチメートルの製品に限る。）	電池類を資源循環局、事務所等に回収する。また、金属類の製品は、3(4)イ(a)1項として排出する。また、透明又は半透明の袋に入れ、資源循環局の受付けられている回収ボックスへ排出する。また、3(4)イ(a)2項として排出する。	適宜収集
2	水銀式体温計・血圧計・温度計	水銀式の体温計・血圧計・温度計（割れているものを除く。）	購入時のケースや透明の袋に入れ、資源循環局の受付けられている回収ボックスへ排出する。また、3(4)イ(a)2項として排出する。	適宜収集

b 資源集団回収

品目	排出方法	収集運搬方法
(1) 古紙類（新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙）	登録団体と登録業者との契約による。	登録団体と登録業者との契約による。（※6）
(2) 布類		
(3) 金属類（アルミ缶・スチール缶（食料用・飲料用））		
(4) びん類		

※6 自然災害等の事情によりやむを得ない場合又はその他市長が必要と認める場合には、市長が収集を行うことができる。

(イ) 事業系ごみ（事業活動に伴って生ずる一般廃棄物）

以下の分別の区分に従い、排出及び収集運搬を行うものとする。なお、排出事業者が収集運搬を他人に委託する場

合は、法第6条の2第6項に従い、一般廃棄物収集運搬業許可業者又は専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者（以下「収集運搬業許可業者等」という。）に委託しなければならない。

	分別の区分		排出場所	排出方法	収集運搬方法
		説明			
1	古紙	新聞、段ボ ール、紙パ ック、雑誌 、オフィス 紙、ミック ス（名刺、封 筒、葉書、 メモ、めん 紙、等紙 の類、包装 紙袋、割り 箸袋、シ ェットなど 資源化する 際の注意事 項（※7） は除く。）	次のいずれ かとする。 (1) 排出事 業者自ら が運搬す る場合は 、分別に 応じて、 (5) イに 記載され たまで 運搬し (2) 当該事 業活動の 敷地内 に排出 (3) (4) イ (7) a 行政 回収の 「排出方 法にお いて排 出場所 と使用 される 場所を 除く。」	新聞、段ボ ール、紙パ ック、雑誌 、オフィス 紙、ミック ス（名刺、封 筒、葉書、 メモ、めん 紙、等紙 の類、包装 紙袋、割り 箸袋、シ ェットなど 資源化する 際の注意事 項（※7） は除く。）	排出事業者 が収集運搬 業許可業者 等による 排出物の 収集運搬 方法。
2	木くず 、生ご み	資源化する 際の注意事 項（※7） は除く。）	（3）（4） （7）a 行政 回収の 「排出方 法にお いて排 出場所 と使用 される 場所を 除く。」	（5）イに 定める 木くず 、生ご みの 搬入先 に従 って 分別 して 排出 する。	定ず る指 分 出 す る 排 出 物 の 排 出 方 法 に 従 って 排 出 す る。
3	可燃性 の廃棄 物及び 不燃性 の廃棄 物	この表の1 項及び2 項の分別 の属する もの（※ 7）は除 く。）		可燃性廃 棄物と不 燃性廃棄 物を分別 して排出 する。業 務上の廃 棄物を	

		れた廃棄物を除く。)		混入させてはならない。	
住居に併置する事業所又は福祉事務所から排出される一般廃棄物等（横浜市廃棄物資源適正処理規則第9条満規則に定める事業所。）	3(4)イ(ア) a 行政回収の区分に準ずる。	住居に併置する事業所は、3(4)イ(ア) a 行政回収の「排出方法」欄において排出場所として使用する集積場に排出。福祉関係事務所は指定場所に排出。	3(4)イ(ア) a 行政回収の方法に準じ、かつ排出時の透明又は半透明の袋を明記し、表示する。	3(4)イ(ア) a 行政回収運搬の方法に準ずる。	

※7 資源化に適さない可能性のあるものとは、金属がついた紙、粘着物のついた紙、汚れが著しい紙、臭いのついた紙、感光紙、ビニールコート紙、ワックス加工品、油紙、防水加工紙、捺染紙（アイロンプリント用熱転写紙）、ターポリン紙、硫酸紙、感熱発泡紙、感熱紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、合成紙等をいう。

(ウ) その他

区分	排出方法	収集運搬方法
動物の死体 (遺棄動物の死体に限る。)	—	適宜収集
不法投棄	—	適宜収集
横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生防止を図るための支援及び措置に関する条例（平成28年9月横浜市条例第45号）第6条第2項に規定される不良な生	排出者との取り決めによる。	排出者との取り決めによる。

活環境の防止に必要な対応により排出された一般廃棄物及び第6条第3項の規定により排出された一般廃棄物（以下「いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に規定された一般廃棄物」という。）		
地域清掃、その他	随時排出	適宜収集

ウ 横浜市が収集しないごみ

区分	品目	排出方法
排出禁止物（条例第30条第1項関連）	<p>特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。以下、同じ。）であるエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機、自動車、オートバイ、FRP船、パーソナルコンピュータ（3(4)イ(ア)(c)に該当するものを除く。）、消火器、大量の自転車、タイヤ（自動車、バイク）、自動車用バッテリー、小型充電式電池、ボタン電池、プロパンガスボンベ、高圧ガス容器、ピアノ、廃油、塗料、薬品類、耐火金庫、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物（非飛散性のものは除く。）、その他収集及び処理に著しい支障を及ぼすもの</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物のうち、非飛散性のもの</p>	<p>メーカー及び販売店等に相談し、適正に処理。</p> <p>排出者自ら又は業者等に委託し、搬入。</p> <p>排出者自ら又は業者等に委託し、市長指定する場所に搬入。</p>
一時多量ごみ	収集作業に支障を生じるもの	排出者自ら又は業者等に委託し、市長指定する場所に搬入。

エ 粗大ごみを排出者が持ち込む場合の搬入先（条例別表第1

関連)

搬入先	所在地
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1
長坂谷ストックヤード	緑区寺山町745番地の45
栄ストックヤード	栄区上郷町1,570番地の1
神明台ストックヤード	泉区池の谷3,949番地の1

オ 横浜市が処分する一般廃棄物の運搬先として、市長が指定する施設（条例第37条第1項及び同条第2項並びに別表第1  
関連)

施設名	所在地
鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1
保土ヶ谷工場（※8）	保土ヶ谷区狩場町355番地
旭工場	旭区白根二丁目8番1号
金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1
都筑工場	都筑区平台27番1号
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧3番の1及び4番の1地先
神明台ストックヤード	泉区池の谷3,949番地の1
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1

※8 一時休止中のため、災害時など緊急的な場合に限る。

カ 一般廃棄物収集運搬業の許可

取扱廃棄物の種類が一般廃棄物（ごみ（横浜市が収集するものを除く））である一般廃棄物収集運搬業については、新たな許可は行わない（詳細は、「横浜市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」のとおり。）。

(5) 処理・処分計画

ア 家庭ごみ

(ア) 行政回収

区分	搬入先（中継施設は除く。）		処理方法
	施設名	所在地	
燃やすごみ、可燃性の粗大	鶴見工場（破砕物は鶴見資	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却

ごみ（資源化可能な粗大ごみを除く。）	源化センター		
	保土ヶ谷工場（※8）	保土ヶ谷区狩場町 355 番地	
	旭工場	旭区白根二丁目 8 番 1 号	
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1	
	都筑工場	都筑区平台 27 番 1 号	
不燃性の粗大ごみ（資源化可能な粗大ごみを除く。）	南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧 3 番の 1 及び 4 番の 1 地先	埋立て
スプレー缶、燃えないごみ	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	資源化
	保土ヶ谷ストックヤード	保土ヶ谷区狩場町 355 番地	
	旭ストックヤード	旭区白根二丁目 8 番 1 号	
	金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1	
	都筑ストックヤード	都筑区平台 27 番 1 号	
	神奈川ストックヤード	神奈川区新浦島町 2 丁目 4 番地の 2	
	戸塚ストックヤード	戸塚区名瀬町 443 番地の 1	
	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	
南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧 3 番の 1 及び 4 番の 1 地先	埋立て（※9）	
乾電池	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	資源化
プラスチック製容器包装	民間処理施設		
缶・びん・ペットボトル	鶴見資源化センター	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	
	金沢資源選別センター	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1	
	緑資源選別センター	緑区上山一丁目 3 番 1 号	

		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1,921 番地の12		
小さな金属類		鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1		
		金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目7番地の1		
		緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番1号		
		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1,921 番地の12		
		神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の1		
資源 化 能 粗 ご み	再 使 用 可 能 な 家 具 類	栄リユース品ヤード	栄区上郷町 1,570 番地の1	再使用	
		神明台リユース品ヤード	泉区池の谷 3,949 番地の1		
	金 属 製 品	栄粗大金属ヤード	栄区上郷町 1,570 番地の1	資源化	
		神明台粗大金属ヤード	泉区池の谷 3,949 番地の1		
	羽 毛 布 団	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1		
		旭ストックヤード	旭区白根二丁目8番1号		
		都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号		
	古紙		鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	
			都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	
		神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の1		
		栄ストックヤード	栄区上郷町 1,570 番地の1		
		民間処理施設			
古布		鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	資源化 ・ 再使用	
		都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号		
		神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の1		
		栄ストックヤード	栄区上郷町 1,570 番地の1		
小型家電		神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の1	資源化	
水銀式の体温		神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の1	資源化	



計・血圧計・ 温度計	クヤード	の 1	
---------------	------	-----	--

※ 9 燃えないごみのうち、上記施設に搬入しないものに限る。

(イ) 資源集団回収

品目	搬入先	処理方法
古紙類（新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙パック）、布類、金属類（アルミ缶・スチール缶（食料用・飲料用））、びん類	民間処理施設	資源化・再使用

イ 事業系ごみ

以下の区分に従い、処分を行うものとする。なお、排出事業者が処分を他人に委託する場合は、法第 6 条の 2 第 6 項に従い、一般廃棄物処分業許可業者又は専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者（以下「処分業許可業者等」という。）に委託しなければならない。

区分	搬入先		処理方法
	施設名	所在地	
古紙 木くず、生ごみ	資源化を行う処分業許可業者等の施設		資源化
可燃性の廃棄物（別表に記載された廃棄物を除く。資源化に適さない可燃性のある古紙、資源化しない木くず及び生ごみを含む。）	鶴見工場（破砕物は鶴見資源センター）	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	焼却
	保土ヶ谷工場（※ 8）	保土ヶ谷区狩場町 355 番地	
	旭工場	旭区白根二丁目 8 番 1 号	
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1	

	都 筑 工 場	都 筑 区 平 台 27 番 1 号	
不 燃 性 の 廃 棄 物 (別 表 に 記 載 さ れ た 廃 棄 物 を 除 く。)	南 本 牧 第 5 ブ ロ ッ ク 廃 棄 物 最 終 処 分 場	中 区 南 本 牧 3 番 の 1 及 び 4 番 の 1 地 先	埋 立 て

ウ 一 時 多 量 ご み

区 分	搬 入 先		処 理 方 法
	施 設 名	所 在 地	
専 ら 物 (※ 10)	専 ら 物 の 処 分 を 業 と し て 行 う 者 の 施 設		資 源 化
可 燃 性 の 廃 棄 物 (別 表 に 記 載 さ れ た 廃 棄 物 を 除 く。資 源 化 に 適 さ な い 可 能 性 の あ る 古 紙 を 含 む。)	鶴 見 工 場 (破 碎 物 は 鶴 見 資 源 化 セ ン タ ー)	鶴 見 区 末 広 町 1 丁 目 15 番 地 の 1	焼 却
	保 土 ケ 谷 工 場 (※ 8)	保 土 ケ 谷 区 狩 場 町 3 55 番 地	
	旭 工 場	旭 区 白 根 二 丁 目 8 番 1 号	
	金 沢 工 場	金 沢 区 幸 浦 二 丁 目 7 番 地 の 1	
	都 筑 工 場	都 筑 区 平 台 27 番 1 号	
不 燃 性 の 廃 棄 物 (た だ し、本 表 の 神 明 台 ス ト ッ ク ヤ ー ド に 持 ち 込 む も の 及 び 別 表 に 記 載 さ れ た 廃 棄 物 を 除 く。)	南 本 牧 第 5 ブ ロ ッ ク 廃 棄 物 最 終 処 分 場	中 区 南 本 牧 3 番 の 1 及 び 4 番 の 1 地 先	埋 立 て
蛍 光 灯 及 び 電 球、ス プ レ ー 缶、乾 電 池、プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装、ペ ッ ト ボ ト ル、小 さ な 金 属 類 (※ 11)	神 明 台 ス ト ッ ク ヤ ー ド	泉 区 池 の 谷 3,949 番 地 の 1	資 源 化
粗 大 ご む の 規 格 (※ 12) に 該 当 す る も の	3 (4) エ に 定 め る 搬 入 先		焼 却、 埋 立 て 及 び 資 源 化

※ 10 法 第 7 条 第 1 項 た だ し 書 き に 規 定 す る 専 ら 再 生 利 用 の 目 的 と  
な る 一 般 廃 棄 物

※ 11 3 (4) イ (7) a (a) 2 ~ 7 項 参 照

※ 12 3 (4) イ (7) a (a) 8 項 参 照

エ その他

区 分		搬入先（中継施設は除く。）		処 理 方 法	
		施 設 名	所 在 地		
動物の死体 （遺棄動物の死体 に限る。）		鶴見工場	鶴見区末広町1丁目 15番地の1	焼却	
		旭工場	旭区白根二丁目8番 1号		
		金沢工場	金沢区幸浦二丁目7 番地の1		
		都筑工場	都筑区平台27番1号		
不法投 棄、い るご み「ご み敷 置場 」条 規に さし 一般 物 域、 清 掃、 他	缶・びん ・ペット ボトル	鶴見資源化セ ンター	鶴見区末広町1丁目 15番地の1	資源化	
		金沢資源選別 センター	金沢区幸浦二丁目7 番地の1		
		緑資源選別セ ンター	緑区上山一丁目3番 1号		
		戸塚資源選別 センター	戸塚区上矢部町 1,9 21 番地の12		
	小さな金 属類（※ 13）	鶴見ストック ヤード	鶴見区末広町1丁目 15番地の1		
		金沢ストック ヤード	金沢区幸浦二丁目7 番地の1		
		緑資源選別セ ンター	緑区上山一丁目3番 1号		
		戸塚資源選別 センター	戸塚区上矢部町 1,9 21 番地の12		
		神明台ストック ヤード	泉区池の谷 3,949 番 地の1		
		神明台粗大金 属ヤード	泉区池の谷 3,949 番 地の1		
	粗大ごみ の規格（ ※12）に 該当する 金属製品	栄粗大金属ヤ ード	栄区上郷町 1,570 番 地の1		
		神明台粗大金 属ヤード	泉区池の谷 3,949 番 地の1		
	可燃性の 廃棄物	鶴見工場（破 砕物は鶴見資 源化センター ）	鶴見区末広町1丁目 15番地の1		焼却
		旭工場	旭区白根二丁目8番 1号		
金沢工場		金沢区幸浦二丁目7 番地の1			
都筑工場		都筑区平台27番1号			
不燃性の	南本牧第5ブ	中区南本牧3番の1	埋立て		

	廃棄物	ロック廃棄物 最終処分場	及び4番の1地先	
--	-----	-----------------	----------	--

※13 3(4)イ(7) a(a)7項参照

#### 4 し尿等処理実施計画

##### (1) 処理計画量

し尿・浄化槽等汚泥（単位： キロリットル）	
処理量	34,266
し尿	7,291
浄化槽等汚泥	26,957

##### (2) 主な事業内容

###### ア し尿処理総務

###### (ア) し尿処理総務管理等

下水道が普及していない世帯や工事現場等の仮設トイレについて、し尿のくみ取りを行う。また、市内の浄化槽の設置審査や維持管理の指導等を行う。

###### (イ) 公衆トイレ維持管理

市内公衆トイレの清掃や維持管理を行う。

###### イ し尿処理施設

###### (ア) 磯子検認所等

市内でくみ取りしたし尿及び浄化槽等汚泥について、磯子検認所で前処理をした後、水再生センターへ圧送する。また、施設の管理・運營業務を委託により実施する。

###### (イ) 災害対策用トイレ整備事業

地域防災拠点への災害時下水直結式仮設トイレ（災害用ハマッコトイレ）の配備を進め、建替予定の3拠点を除く全拠点への整備を完了する。また、トイレパックの備蓄など、家庭での取組について啓発を行う。

(ウ) 公衆トイレ整備事業

保土ヶ谷駅前公衆トイレでは、新築工事を行う。また、公衆トイレに残る和式便器の洋式化を順次進める等誰もが利用しやすい公衆トイレを目指し、環境整備を進める。

(3) 収集・運搬計画

ア 区域

横浜市全域

イ 排出の区分と収集・運搬方法

区分	収集方法
し尿	一般収集：おおむね月2回収集。
	臨時収集：申請により収集。（※14）
浄化槽等汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた浄化槽清掃業許可業者が浄化槽管理者等の依頼に基づき収集。

※14 臨時収集については、事業活動等に伴い設置された仮設トイレを、申請に応じて収集する（手数料の徴収有）。

ウ 一般廃棄物収集運搬業の許可

取扱廃棄物の種類が一般廃棄物（浄化槽汚泥等のし尿を含む汚泥、及びディスポーザ排水処理システム汚泥）である一般廃棄物収集運搬業については、新たな許可は行わない（詳細は、「横浜市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」のとおり）。

(4) 処理・処分計画

区分	搬入先		処理方法
	施設名	所在地	
し尿	磯子検認所	磯子区新磯子町 38番地	下水道施設による処理
浄化槽等汚泥			

別表

区分	品目
----	----

可燃性の廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定家庭用機器廃棄物</li> <li>・ 焼却不適物（液体、大量の粉末、直径20センチメートル以上又は長さ50センチメートル以上のもの（破砕機を使用する場合は長さ300センチメートル以上のもの。）、焼却設備に損傷を与えるおそれがあるもの、感染性廃棄物、毒物・劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第300号）第2条に規定するもの。）又は動物の死体（駆除又は遺棄動物の死体を除く。）、その他処理に著しい支障を及ぼすもの。）</li> </ul>
不燃性の廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PCBが付着又は混入しているもの</li> <li>・ 油分が付着又は混入しているもの</li> <li>・ 水中に投じて油膜が生じるもの</li> <li>・ 水中に投じて浮遊するもの</li> <li>・ 毒物・劇物</li> <li>・ 著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性又は臭気を有するもの</li> <li>・ 中空であるもの</li> <li>・ 概ね30センチメートルを超えるもの</li> </ul>

## 保土ヶ谷工場再整備事業について

ごみ処理を将来にわたり安定的に継続していくため、保土ヶ谷工場の再整備を行います。  
令和4年度は、地域説明会の開催や工事発注に向けた基本設計等を行いました。

## 1 地域への説明について

令和4年4月に保土ヶ谷工場再整備にかかる地域説明会を計4回開催しました。また、同年11月に再整備に伴う生活環境影響調査等に関する説明会を計4回開催しました。

説明会では、老朽化した工場を解体し、景観に配慮した新しい工場の建設を進めてほしいというご意見や、工場建設中及び稼働後の生活環境への影響を心配する声を頂きましたが、工場の建設に対して、反対する意見はありませんでした。

## 2 整備スケジュールについて

令和5年度は、新たな保土ヶ谷工場の建設に向けた事業者選定を行います。事業者の選定にあたっては、専門的知見を有する学識経験者で構成される附属機関（下記参照）により、高度な技術や優れた提案を評価していきます。

また、再整備工事期間中においても中継輸送機能を確保するため、新たな中継輸送施設の建設工事及び一部の既存建物の解体工事などを実施します。

令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
基本設計	事業者 公募・選定	既存建物解体 + 詳細設計・施工						
中継輸送施設整備（詳細設計・施工）								

## 【参考】附属機関（横浜市資源循環局保土ヶ谷工場再整備技術提案等評価委員会）について

## □ 設置目的・開催状況

保土ヶ谷工場再整備工事の技術提案等について、学識経験者等の高度で専門的な知識に基づき、中立かつ公正な審査及び評価を行うために設置しました。

第1回委員会を令和5年2月6日に開催し、総合評価落札方式において、入札参加事業者に求める技術提案の評価項目や評価基準について、ご審議をいただきました。

## □ 審議内容

- 1 技術提案等の評価項目及び評価基準に関すること
- 2 技術提案等の審査及び評価に関すること
- 3 その他技術提案等の審査及び評価に関し市長が必要と認める事項

## □ 委員一覧（50音順・敬称略）

氏名	現職名
大迫 政浩	国立環境研究所資源循環領域 領域長
小野田 弘士	早稲田大学理工学術院大学院環境・エネルギー研究科 教授
田中 稲子	横浜国立大学院都市イノベーション研究院 教授
花嶋 温子	大阪産業大学デザイン工学部環境理工学科 准教授
藤原 周史	一般財団法人日本環境衛生センター環境事業第三部 部長
森 朋子	国土舘大学政経学部 講師
柳井 薫	一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会 会長

## 【参考】保土ヶ谷工場再整備事業の特長

### (1) 処理能力

安定したごみの処理や災害廃棄物の処理等を考慮し、新たな保土ヶ谷工場の処理能力は、日量1,050トンとします。

### (2) 脱炭素化への貢献

国内トップクラスの高効率発電設備の導入、太陽光などの再生可能エネルギーの活用、燃やすごみの性状に応じた最適な運転管理などにより、環境にやさしいエネルギー\*の創出を最大限に図っていきます。

※ 環境にやさしいエネルギー：石油や石炭などを使用しない、CO<sub>2</sub>ゼロのエネルギー

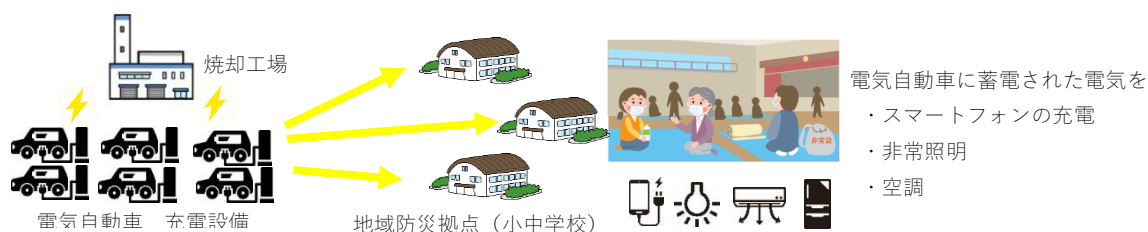
### (3) 環境保全対策

高性能な排ガス処理設備を導入し、しっかりとした環境保全対策を行います。さらに、ごみ焼却工場の運転にあたっては、排出状況をリアルタイムで公表していきます。

### (4) 災害時の非常用電源の確保

新たな保土ヶ谷工場には、蓄電池を搭載し移動式の非常用電源として活躍が期待されている電気自動車の充電設備を多数設置します。

保土ヶ谷工場は災害時においても発電ができることから、電気自動車の充電拠点として地域防災拠点への安定した電力供給に貢献していきます。



### (5) 総合的な環境学習施設としての役割

新たな保土ヶ谷工場は、プラスチックや食品ロスの問題に加え、地球温暖化、緑や農、生物多様性などのテーマと関連付けながら、子どもから大人まで幅広い世代が楽しく学べるよう、最新の映像技術などを取り入れた、総合的な環境学習の拠点としていきます。

### (6) 市内経済活性化への貢献

保土ヶ谷工場再整備では市内経済活性化に資するよう、市内中小企業の参画等について、しっかりと配慮していきます。

保土ヶ谷工場再整備の事業者選定は総合評価落札方式にて行い、価格以外の要素を評価する際、市内中小企業を活用した提案を高く評価することで、参画機会を確保します。また、道路や植栽などの外構工事、事務室の内装・電気・空調などの内部工事を分離発注することで、受注機会を創出します。



## 令和4年度 主な記者発表資料

No.	テーマ	件名	発表日
1	食品ロス削減	「クラダシチャレンジinYOKOHAMA」参加の大学生が、横浜市役所でマルシェを開催します！	R4.8.15
2	食品ロス削減	参加者募集！「食」について考えるオンラインイベント「WORLD FOOD NIGHT 2022 with 横浜」開催！	R4.9.14
3	食品ロス削減	「チャレンジ省資源宣言」プレゼントキャンペーン及びてまえどりキャンペーンを実施します	R4.9.26
4	食品ロス削減	チャレンジ・ザ・フードロス 横浜F・マリノスの選手が、今年も「食品ロス削減」を呼びかけます！	R4.9.30
5	食品ロス削減	無印良品 港南台バースで食品ロス削減月間イベント開催！「季節と食を楽しもう～食の大切さを考える～」	R4.10.19
6	食品ロス削減	令和4年度「横浜市食の3Rきら星活動賞」受賞者決定！	R5.1.31
7	プラスチック対策	「プラスチック資源循環法」PR ショートムービー公開！	R4.4.22
8	プラスチック対策	「海をよごすプラスチックごみ 2050年、海は元気か？」	R4.5.23
9	プラスチック対策	プラごみ削減キャンペーンを実施します！	R4.6.1
10	プラスチック対策	日本初!!「おくすりシート リサイクルプログラム」の実証実験が横浜市中区の一部でスタートします！	R4.10.20
11	食品ロス削減・プラスチック対策	良品計画・崎陽軒・横浜市連携企画「もったいない」を見直そう弁当を発売！	R4.5.31
12	食品ロス削減・プラスチック対策	食品ロス・プラスチック削減。食材を余すところなく美味しくいただく「もったいない」を見直そう弁当2を発売！	R4.10.19
13	SDGs	無印良品 Colette・Mare みなとみらいで、SDGsを楽しく学ぶ「自由研究ワークショップ」を開催！	R4.7.14
14	SDGs	“レッツ3R” サステナブルな未来のタネをまこう 大都市連携キャンペーンを実施します！	R4.9.22
15	災害廃棄物	J&T環境株式会社 と「災害廃棄物処理の円滑化に関する協定」を締結しました	R4.6.24
16	災害廃棄物	静岡県静岡市に発生した災害廃棄物の処理に関する支援を行います	R4.10.4
17	街の美化	「相鉄線・東急線 清掃でも つながる！」キャンペーン 相鉄・東急が走る市内7区8駅で、清掃・啓発を実施します！	R5.2.15
18	表彰・認定等	令和4年度の「横浜市一般廃棄物収集運搬業優良事業者」を認定しました！	R4.11.1
19	表彰・認定等	横浜環境行動賞「ヨコハマ3R夢」推進者表彰式を開催します！	R4.11.18
20	表彰・認定等	ハマツ子の力作、勢ぞろい！！ ～令和4年度ヨコハマ3R夢ポスターコンクール入賞作品が決定！～	R4.12.16
21	表彰・認定等	ヨコハマ3R夢！（スリム）ポスターコンクール 表彰式を開催！	R5.2.20
22	資産活用	旧磯子工場の土地利用に関する可能性を検討するため「対話」に参加いただける事業者を募集します！	R5.3.15

◆表に色付けしている資料のみ配付しています。

◆令和4年度 資源循環局の全ての記者発表資料については、横浜市 HP に掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/shigen/2022/>

## 「クラダシチャレンジ i n YOKOHAMA」参加の大学生が、 横浜市役所でマルシェを開催します！

横浜市と株式会社クラダシは、令和2年2月に締結した「食品ロス削減に関する公民連携についての覚書」に基づき、食品ロス削減につながる取組を連携して進めています。

令和4年2月からは、野菜の生産・流通・販売の過程を体験し、食品ロスや地産地消について考え、アクションにつなげるための取組「クラダシチャレンジ\* i n YOKOHAMA」を展開し、参加する市内在住・在学の大学生が市内の生産者の下で活動しています。

このたび、取組に参加している大学生が収穫した野菜の販売や、食品ロス削減・地産地消の視点を取り入れた情報発信を行うマルシェ「十菜十色～未来に向けて捨てない工夫～」を横浜市役所で開催します。

### 1 マルシェについて

■ イベント名：十菜十色～未来に向けて捨てない工夫～

■ 日 時：8月22日（月）11時から14時まで

■ 場 所：横浜市役所2階多目的スペース（中区本町6丁目50-10）

#### ■ 内 容

##### (1) 横浜野菜の販売

活動を通じて収穫した野菜や、ドライヤーコンなどを販売します。  
また、野菜を無駄なく使えるレシピの配付や生産者の取組紹介など、食品ロスや地産地消に関する情報発信を行います。

##### (2) T S U B A K I 食堂 お弁当の販売

活動を通じて収穫した野菜を取り入れたお弁当を、T S U B A K I 食堂（横浜市役所2階）に製作いただき、マルシェにて販売します。  
<価格・販売数>500円（税込み）、30食程度



活動に参加している大学生。6月に中間報告会を行い、活動を振り返りました。



月2回活動しています。

#### ※クラダシチャレンジについて

株式会社クラダシは、社会問題に興味がある学生が、人手不足に悩む地方生産者の収穫支援を通して地域創生や食品ロス問題について考える、社会貢献型インターンシップ「クラダシチャレンジ」を実施。参加学生の旅費・交通費や食費、滞在費などは、地域経済の活性化と社会発展に寄与するため設立した「クラダシ基金」から支援。

なお、「クラダシチャレンジ i n YOKOHAMA」の活動の様子はクラダシ公式noteにて公開しています。

<クラダシ公式note><https://note.com/kuradashi/n/n0ad40f03f0a0>

### 2 取材について

取材を希望される場合は、別紙を御提出のうえ、当日直接会場へお越しくください。

## 【参考】

### 1 株式会社クラダシについて

所在地：東京都品川区上大崎3丁目2-1 目黒センタービル 5F

事業内容：ソーシャルグッドマーケット「Kuradashi」の運営

WEB：https://www.kuradashi.jp/

受賞歴(一部抜粋)：

2022年

- ・ 「第6回食育活動表彰」消費・安全局長賞

2021年

- ・ 「EYアントレプレナー・オブ・ザ・イヤー 2021 ジャパン」関東地区代表選出
- ・ 「令和3年度消費者志向経営優良事例表彰」消費者庁長官表彰(特別枠)

2020年

- ・ 第4回「日本サービス大賞」農林水産大臣賞
- ・ 令和2年度「気候変動アクション環境大臣表彰」

### 2 ソーシャルグッドマーケット Kuradashiの紹介

Kuradashiは、ミッションを「ソーシャルグッドカンパニーでありつづける」、ビジョンを「日本で最もフードロス削減する会社」と掲げる株式会社クラダシが運営する、楽しいお買い物で、みんなトクするソーシャルグッドマーケット。

フードロス削減を目指し、まだ食べられるにも関わらず捨てられてしまう可能性のある商品をおトクに販売している。さらに、売上の一部を環境保護・災害支援などに取り組む様々な団体に寄付し、SDGs 17の項目を横断して支援している。

楽しくておトクなお買い物が、社会に良いことにつながる。そんな、全く新しいソーシャルグッドマーケットを創出している。

2015年にサービスをローンチして以来、2022年6月末時点で利用者数は35万人以上、パートナー企業数は990社以上となっており、累計での寄付額は8,000万円を超えている。

**Kuradashi**  
Social Good Market



#### お問合せ先

(マルシェに関すること) 資源循環局3R推進課長	津島 邦宏	Tel 045-671-2563
(クラダシチャレンジに関すること) 株式会社クラダシ	齊藤・小平	Tel 03-6456-2296

## 令和4年度「横浜市食の3Rきら星活動賞」受賞者決定！

### 1 概要

横浜市では、食品廃棄物の発生抑制、再生利用、啓発等で、他の模範となる取組を行い、顕著な功績を挙げている事業者等を表彰し、その取組を広く紹介することにより、食品廃棄物のより一層の削減を図ることを目的に「横浜市食の3Rきら星活動賞」を実施しています。

このたび、次の2事業者を受賞者として決定しました。

### 2 受賞者と主な取組

#### 株式会社横浜食品サービス

##### 「端材の商品化にチャレンジ」

食品加工時に発生する端材は、食べられる部分があるものの商品として利用することが難しいため、多くが食品ロスとなっています。株式会社横浜食品サービスは、まぐろたたきの製造過程で生じた端材をハンバーグにするなど、端材の商品化に積極的に取り組んでいます。

また、横浜市立大学国際商学部柴田ゼミと連携し、ゼミ生のアドバイスを受けながらハンバーグの食感を改善したほか、ハンバーグ入り弁当の共同開発や、同大学食堂での定食販売を行うなど、学生のアイデアを取り入れた独自性の高い取組を行っています。



端材を使用した冷凍まぐろハンバーグと豆腐

#### 株式会社 StockBase (ストックベース)

##### 「買換えで不要となった備蓄食を有効活用」

株式会社 StockBase は、買換えで不要となった企業保有の備蓄食が廃棄されないよう、フードバンク等への提供を進めることで、食品ロス削減に取り組んでいます。企業が同社のWEBサービスに備蓄食を登録すると、WEB上でフードバンク等とのマッチングが行われます。企業が独自にフードバンク等を探す場合、受入先を探したり、引渡しの連絡調整などの手間が生じます。同社のサービスによりこうした負担が軽減され、備蓄食を提供しやすい仕組みが構築されています。

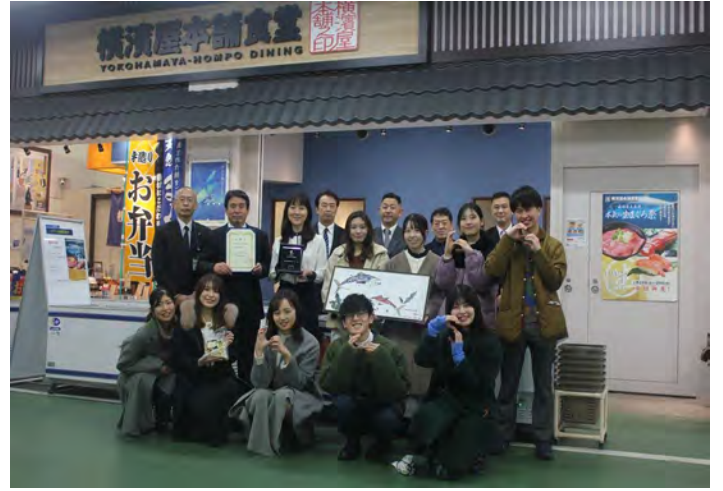


StockBase を介した備蓄食の有効活用

### 3 その他

受賞者に対して個別に表彰を行いました。表彰時の写真などもご提供できますので、ご連絡をお願いします。

#### <株式会社横浜食品サービス>



左側 : 代表取締役社長 瀬戸 清 様  
中央 : 横浜市立大学国際商学部 大学院  
国際マネジメント研究科 准教授 柴田 典子 様  
右側 : 横浜市資源循環局  
事業系対策部長 小林 正裕

横浜市立大学国際商学部柴田ゼミ学生

#### <株式会社 StockBase (ストックベース) >



中央 : 代表取締役 関 芳実 様  
左側 : 取締役 菊原 美里 様  
右側 : 横浜市資源循環局  
事業系対策部長 小林 正裕

#### お問合せ先

資源循環局一般廃棄物対策課長 峰 聡明 Tel 045-671-2558

## 日本初!! 「おくすりシート リサイクルプログラム」の実証実験が 横浜でスタートします!

この度、第一三共ヘルスケア株式会社（本社：東京都中央区）とテラサイクルジャパン合同会社（本社：神奈川県横浜市）が連携し、使用済の PTP シート（以下「おくすりシート」という）を回収、リサイクルする実証実験を、横浜市中区で開始します。

回収されたおくすりシートは、プラスチックとアルミニウムを分離後、各々リサイクル処理をし、新たな製品に生まれ変わります。

この事業は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、市民や他の事業者のプラスチック問題への関心を高めることが期待できる、事業者の先進的な取組です。

横浜市としても、回収拠点の選定や広報啓発等にご協力をさせていただき、参加協力を働き掛けてまいります。

### 【実証実験の概要】

#### 1 実施期間

令和4年10月20日（木）から令和5年9月30日（土）

※ 準備が整った施設から順次開始します。

#### 2 回収場所

横浜市中区の一部の薬局、ドラッグストア、横浜市立みなと赤十字病院ほか

※ 詳細は「おくすりシートリサイクルプログラム」公式ホームページをご確認ください。

<https://www.daiichisankyo-hc.co.jp/okusuri-sheet/>

#### 3 回収物

使用済おくすりシート

（錠剤やカプセルをプラスチックとアルミニウムで挟んだシート状のもの）

※ ブランドは問いませんが、薬が残っているシートは対象外です。

#### 4 検証内容

回収場所や回収量の実績調査、リサイクルに関する課題抽出、

おくすりシートや他の医薬品の捨て方に関する市民の意識や変化など



使用済みおくすりシート



回収 BOX

## テラサイクルジャパン合同会社と横浜市との関わり

横浜市は、横浜に立地した外資系企業の定着を支援し、イノベーション創出や地元企業等との連携による新たなビジネス展開を促進しています。

テラサイクルジャパン合同会社（2001年に米国で創業。日本法人は2013年に設立。）については、同社のリサイクルプログラム等の取組を横浜市主催セミナーで紹介するなど、地元企業とのマッチング機会の提供等を通して、同社の横浜での活動を後押ししてきました。

また、同社には、地球環境や循環型社会に関する横浜市のセミナーなどにも登壇をいただいています。

### 【主な例】

- 横浜市（経済局）・IDEC 横浜主催  
「米国企業紹介セミナー」（2021.8）で同社の取組を紹介
- 横浜市（米州事務所）主催  
「グローバル・サステナビリティ・スタートアップ・ピッチ」  
（2021.2）で同社の取組を紹介
- 横浜市立大学主催  
「国際環境シンポジウム」（2021.3）に登壇



同社の取組を紹介するオンラインセミナー

お問合せ先			
(プラスチック対策の事業者との連携に関すること)			
資源循環局 3 R 推進課長	津島 邦宏	Tel 045-671-2563	
(外資系企業の支援に関すること)			
経済局国際ビジネス課長	森井 藍子	Tel 045-671-2576	
(実証実験に関すること)			
第一三共ヘルスケア株式会社	森上 (もりかみ) ・上吉川 (かみよしかわ)	Tel 03-5255-6239	
(リサイクルに関すること)			
テラサイクルジャパン合同会社	藤原 亜希子	Tel 0120-371-842	

環境にやさしい

## 良品計画・崎陽軒・横浜市連携企画

# 「もったいない」を見直そう弁当を発売!

横浜市と株式会社良品計画 無印良品 港南台バース、株式会社崎陽軒は、食品ロス削減、ごみの分別のしやすさ及びプラスチックの代替素材の視点を踏まえたお弁当の連携した企画として、6月4日（土）から12日（日）までの期間限定で『「もったいない」を見直そう弁当』を販売することとなりました。

『「もったいない」を見直そう弁当』は、環境に配慮した取組の意見交換を進める中で企画したもので、崎陽軒の生産工程で発生する規格外のサイズや形、余剰となってしまう食材などを活用したお弁当となっています。

「環境月間」である6月のこの期間に販売される『「もったいない」を見直そう弁当』をおいしく召し上がりながら、食品ロスの削減について考えてみてはいかがでしょうか。

### 1 名称

横浜市×崎陽軒『「もったいない」を見直そう弁当』

### 2 価格

830円（税込）

### 3 特徴

- ・生産工程で発生する規格外のサイズや形、余剰となってしまう食材の活用
- ・容器や箸などの包材をプラスチックの代替素材にすることでプラスチックの削減に貢献
- ・掛紙の裏面を活用し、横浜市の食品ロス削減等の取組を発信

### 4 販売期間

令和4年6月4日（土）より令和4年6月12日（日）まで

### 5 販売時間

16:00～（予定）

### 6 販売個数

0～100個（予定）

※当日の生産状況に応じた余剰食材を使用するため。

### 7 販売店舗

崎陽軒本店ショップ、無印良品 港南台バース



#### 【掛紙 裏面】



#### お問合せ先

資源循環局3R推進課長 津島 邦宏 Tel 045-671-2563

#### 【商品についての報道関係者からのお問合せ】

株式会社崎陽軒 広報・マーケティング部 西村 浩明、柴田 菜都美、野本 幸裕、山本 茜  
Tel 045-441-8918（お客様相談室 フリーコール：0120-882-380）

#### 【無印良品に関するお問合せ】

株式会社良品計画 広報・ESG推進部 Email: rk-pr@muji.co.jp



連日完売！大好評につき第2弾発売決定！

食品ロス・プラスチック削減。食材を余すところなく美味しくいただく

# 「もったいない」を見直そう弁当2を発売！

横浜市と株式会社良品計画 無印良品 港南台バーズ、株式会社崎陽軒は、食品ロスの削減、ごみの分別のしやすさ及びプラスチックの代替素材の視点を踏まえたお弁当の連携企画に取り組んでいます。

第1弾となる『「もったいない」を見直そう弁当』では、連日完売と大変ご好評をいただき、今回はその第2弾として、10月24日（月）から30日（日）までの期間限定で『「もったいない」を見直そう弁当2』を販売することとなりました。

今回のお弁当は、崎陽軒の期間限定製品で使われていた食材の有効活用をテーマとし、環境にも味にもこだわったお弁当に仕上げました。

『「もったいない」を見直そう弁当2』をおいしく召し上がった後は、ご家庭にある食材を確認し、おいしく食べることについて考えてみてはいかがでしょうか。

## 1 名称

横浜市×崎陽軒「もったいない」を見直そう弁当2

## 2 価格

880円（税込）

## 3 特徴

- ・期間限定製品で使われていた食材の有効活用や生産工程で発生する余剰となってしまった食材の活用
- ・容器や箸などの包材をプラスチックの代替素材にすることでプラスチックの削減に貢献
- ・掛紙の裏面を活用し、横浜市の食品ロス削減等の取組を発信

## 4 販売期間

令和4年10月24日（月）より令和4年10月30日（日）まで

## 5 販売時間

16：00～（予定）

## 6 販売個数

0～100個／1日あたり（予定）

※当日の生産状況に応じて変動します

## 7 販売店舗

崎陽軒本店ショップ、無印良品 港南台バーズ

## 8 その他

お買い求めの際は、包装袋の使用を減らすため、お持ち帰り用のマイバッグ持参にご協力をお願いします。

### 【製品イメージ】



裏面あり

**鮭の南蛮漬け**  
一口サイズにカットした鮭<sup>※1</sup>を、玉ねぎや輪切り唐辛子とともにさっぱりとした南蛮漬けに仕上げました。

**鱈の香草パン粉焼き**  
鱈<sup>※1</sup>をバジルやパセリなどを合わせた香りのよいパン粉で焼き上げました。ソースの風味が食欲をそそります。

**豚ヒレ肉玉ねぎソース煮**  
豚ヒレ肉<sup>※1</sup>を鯉節と昆布の旨みを合わせた玉ねぎのソース<sup>※1</sup>に絡めて仕上げました。



崎陽軒の『「もったいない」を見直そう弁当2』は、期間限定製品で使用した食材や、生産工程で発生する規格外のサイズ、形の食材などを活用したお弁当です。様々なお弁当のおかずたちが装いを新たに生まれ変わったお弁当で、おいしくSDGsへの取組みを考えてみてはいかがでしょうか。

**鮪の野菜あんかけ**  
舞茸<sup>※2</sup>や筍<sup>※2</sup>などを合わせた優しい味の野菜あんかけを鮪<sup>※2</sup>と合わせました。

(※1) 期間限定製品で使用した食材  
(※2) 生産工程で発生する規格外のサイズ、形などの食材

## 横浜市資源循環局より

10月は食品ロス削減月間です。食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。横浜市では年間約8万6千トンもの食品ロスが発生しています。このもったいないを減らすためにも私たちができることをはじめましょう。

### ★環境にやさしいことできていますか？

- 食品ロス削減の必要性を認識している。
- 家庭では食べられる量を作る。
- 食べられる分だけ注文する。
- プラスチック問題の現状を認識している。
- スプーンなどの使い捨てのプラスチックは必要などきだけ受け取る。
- プラスチック製容器包装はきちんと分別する。



「ヨコハマ3R夢！」マスコット：イーオ  
へら星人：ミーオ



食品ロスに関する動画

## お問合せ先

資源循環局 3R 推進課長 津島 邦宏 Tel 045-671-2563

【商品についての報道関係者からのお問合せ】

株式会社崎陽軒 広報・マーケティング部 西村 浩明、柴田 菜都美、野本 幸裕、山本 茜、長谷川 貴子

Tel 045-441-8918 (お客様相談室 フリーコール：0120-882-380)

【無印良品に関するお問合せ】

株式会社良品計画 広報・ESG 推進部 Email : rk-pr@muji.co.jp

## 静岡県静岡市に発生した災害廃棄物の処理に関する支援を行います

横浜市資源循環局では、環境省からの要請を受け、「令和4年台風第15号」の被災地で発生した災害廃棄物の処理を行うため、災害復旧支援隊を派遣します。

派遣先	静岡県静岡市清水区
支援内容	災害廃棄物等の収集・運搬
派遣期間（予定）	1次隊：10月5日（水）～10月10日（月） 2次隊：10月10日（月）～10月15日（土） 3次隊：10月15日（土）～10月20日（木） 計16日間
人員	職員45名（各隊15名）
車両	7台（2t小型破碎車4台、2t無蓋車2台、連絡用普通自動車1台）

※第4次派遣以降の派遣については、現地の状況を確認のうえ決定します。



【2t小型破碎車】



【2t無蓋車】

お問合せ先
資源循環局業務課長 澤田 亮仁 Tel 045-671-2532

「相鉄線・東急線 \ 清掃でも / つながる！」キャンペーン  
相鉄・東急が走る市内7区8駅で、清掃・啓発を実施します！

初開催

相鉄・東急直通線（路線名称：相鉄新横浜線及び東急新横浜線）の開業日である3月18日を間近に控え、区民、事業者、区役所が協働して、市内にある相鉄線（いずみ野線含む）・東急東横線の駅にて、歩きたばこ・ポイ捨て・受動喫煙の防止の呼び掛けや、清掃・啓発キャンペーンを実施します。

相鉄・東急直通線は、将来にわたり、活力ある横浜を支えていく重要な路線です。今回の直通線開業を機に、「横浜のまちをきれいに」を合言葉として、美化活動を継続してまいります。



【実施概要】

1 開催スケジュール

2月22日（水）	午後3時00分開始	横浜駅（横浜ビブレ前広場）
2月23日（木・祝日）	午前9時00分開始	瀬谷駅
3月1日（水）	午前8時30分開始	羽沢横浜国大駅
	午前9時00分開始	天王町駅
	午前9時00分開始	緑園都市駅
	午前10時00分開始	鶴ヶ峰駅
3月2日（木）	午前9時00分開始	三ツ境駅
	午前9時30分開始	日吉駅

※ 30分から1時間程度実施、内容は各駅で異なります。



(イメージ)清掃・啓発キャンペーン

2 活動内容

「市内全域ポイ捨て禁止」・「受動喫煙防止」についての呼びかけ、清掃活動の実施

3 記念イベント

直通記念！  
東急電鉄日吉駅 清掃・啓発キャンペーン

【場所】 東急東横線 日吉駅

【日時】 3月2日（木）午前9時15分集合  
※ 開始時間は9時30分です。

【実施内容】

駅周辺の清掃活動や啓発活動を区民、事業者、区役所のほか、マスコットキャラクターの「のるるん」、港北区ミズキー、イーオと一緒に清掃啓発を行います。

東急線キャラクター  
のるるん



©港北区ミズキー 「横浜3R夢！」マスコット  
イーオ



#### 4 注意事項

- ・開催にあたり、新型コロナウイルス感染症対策を実施します。
- ・雨天などの天候状況や新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、縮小・中止させていただきます。

#### 5 取材について

取材いただける場合は、実施日の開庁 2 日前までに下記問合せ先までご連絡ください。

資源循環局街の美化推進課 電話：045-671-2536 Eメール：sj-machibika@city.yokohama.jp

お問合せ先		
(キャンペーンについて)	資源循環局街の美化推進課長	藤塚 貴代 Tel 045-671-2536
(受動喫煙について)	健康福祉局保健事業課担当課長	阿部 響 Tel 045-671-2338